

# 養護老人ホーム 入所措置マニュアル

令和5年8月

福岡県保健医療介護部介護保険課  
福岡県老人福祉施設協議会養護老人ホーム部会

## 略語等

件名	略語
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	法
老人福祉法施行令（昭和 38 年政令 247 号）	令
老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）	規則
老人ホームへの入所措置等の指針について	入所措置等の指針
老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について	留意事項
老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について	措置事務の実施に係る指針
老人保護措置に係る各種加算等の取扱いについて	各種加算等の取扱
老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて	費用徴収基準の取扱い
老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について	費用徴収基準の取扱い細則

## 目 次

I	はじめに	
1	養護老人ホームとは	1
2	養護老人ホームの社会的役割と今後の課題について	1
II	措置の実務	
1	措置の基準について	
(1)	老人ホームへの入所等	2
(2)	65歳未満の者に対する措置	2
(3)	具体的入所要件	2
(4)	措置の受託義務	3
(5)	措置の実務者	3
2	措置までの事務について	
(1)	入所申込から措置まで	5
3	措置後の事務について	
(1)	措置後の訪問調査	7
(2)	措置の変更	7
(3)	措置の廃止	8
(4)	葬祭の委託	8
III	老人保護措置費	
1	老人保護措置費の定義	9
2	老人細措置費の算定方法	9
3	措置費の支弁方法	9
4	措置状況の変更等	
(1)	入院の場合	10
(2)	死亡による退所等の場合	10
5	各種加算について	11
6	財政的措置について	13
IV	費用徴収について	
1	入所者本人分	
(1)	費用徴収額の算定方法	14
(2)	「対象収入」について	14
(3)	収入として認定するもの	14
(4)	収入として認定しないもの	15
(5)	必要経費	16
(6)	年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い	19
(7)	その他	19

2 扶養義務者分	
(1) 費用徴収額の算定方法	20
(2) 費用徴収される者	20
(3) 費用徴収される者に該当するかの確認方法	21
(4) 主たる扶養義務者の負担能力に著しい変動があった場合の取扱い	21
(5) その他	21

3 その他	
(1) 被措置者が死亡した場合	22
(2) 主たる扶養義務者が死亡した場合	22
(3) 徴収金の額に誤りがあった場合	22

## V 措置の現状と課題

1 市町村における措置の状況について	
(1) 令和5年4月1日時点の措置状況	23
(2) 措置の必要性判断	23
(3) 生活保護制度との関係	24
(4) 処遇困難ケースに係る新規措置の状況	25
2 養護老人ホームにおける受入体制について	26
3 処遇困難ケースにおける措置の実例	
(1) 要介護3以上の者について	27
(2) 認知症のものについて	27
(3) アルコール依存の者について	27
(4) 精神疾患の者について	28
(5) セルフネグレクトの者について	28
(6) 生活保護受給者について	29
(7) 65歳未満の者について	29

## VI 養護老人ホームを活用するための取組

1 契約入所について	30
2 地域における公益的な取組について	31

## VII 資料編

1 様式集	32
2 市町村担当課一覧	56
3 養護老人ホーム一覧	57
4 他の高齢者関係施設について	58
5 関係通知	61

## I はじめに

### 1 養護老人ホームとは

65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。

(法第20条の4参照)

### 2 養護老人ホームの社会的役割と今後の課題について

養護老人ホームは、1990年代後半の社会福祉基礎構造改革において社会福祉制度が「措置から契約へ」と転換されていく中で、高齢者のセーフティネットとして残された措置施設です。

介護保険施設やケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、居宅での生活が困難となった高齢者への支援について選択肢が増えてきた一方で、貧困、虐待、家庭不和、精神疾患など様々な問題を抱えた高齢者にとっては、養護老人ホームが「最後の砦」となっていることは今も昔も変わりありません。

また、将来的な問題として、雇用や収入が不安定となる中で、非婚化により身寄りがないまま老後を迎える人や、現役時代の年金加入や貯蓄が十分でないため老後に生活困窮となる人などが増加していくことが懸念されています。20年後、30年後の社会では、高齢者のセーフティネットが今以上に重要となることが予想されます。

しかしながら、こうした社会状況と裏腹に、近年、全国的に養護老人ホームへの措置が年々減少し、入所率が低下していく中で、養護老人ホームの経営は非常に困難なものとなっており、現に県内でも廃止を余儀なくされた施設が生じています。

養護老人ホームという貴重な社会資源とそれを支える人材・ノウハウを確実に引き継いでいくことが、非常に重要な課題となっています。

## II 措置の実務

### 1 措置の基準について

#### (1) 老人ホームへの入所等（法第11条第1項参照）

市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- ① 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- ② 65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

#### (2) 65歳未満の者に対する措置（入所措置等の指針第8参照）

65歳未満の者であっても、特に必要があると認められるものは、上記①、②のいずれかの措置基準に適合すれば60歳以上の者について行うものとする。

また、60歳未満の者にあっても、次のいずれかに該当するときは、入所措置を行うものとする。

- ① 老衰が著しく、かつ、救護施設の入所要件を満たしているにも関わらず、救護施設に受け入れる余力がないため、救護施設への入所ができない場合
- ② 初老期における認知症（介護保険法施行令第2条第6号）に該当する場合
- ③ その配偶者が入所の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

#### (3) 具体的入所要件（令第6条、入所措置等の指針第5参照）

※①及び②のいずれにも該当する必要あり

- ① 環境上の事情（※イ及びロのいずれにも該当する必要あり）

事 項	基 準
イ 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しない。
ロ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

- ② 経済的事情（※イ～ハのいずれかに該当すれば可）

- イ 当該65歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
- ロ 当該65歳以上の者及びその者の生計を維持している者が市町村民税の所得割非

課税である世帯に属していること。

ハ 災害その他の事情により当該 65 歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

#### (4) 措置の受託義務（法第 20 条第 2 項参照）

養護老人ホームの設置者は、法第 11 条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

#### (5) 措置の実務者（法第 5 条の 4 第 1 項参照）

居 住 地 等		実 施 者
居住地を有する高齢者の場合		居住地の市区町村
居住地を有しないか、明らかでない高齢者の場合		現在地の市区町村
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設及び厚生施設に入所している場合	入所前に居住地を有した場合	入所前の居住地の市区町村
	入所前に居住地を有しないか明らかではない場合	入所前の所在地の市区町村

##### ① 居住地及び現在地の認定

##### イ 居住地として認定するもの

- ・ 実際にはその場所で生活していないが、現在地で生活していることが一時的・便宜的であり、一定期間経過後にその場所に復帰することが期待される場所
- ・ 出身世帯のある高齢者が病院等に入院している場合の出身世帯の場所
- ・ 長期入院等により住居を引き払った高齢者の実施責任は、元の住所と同一管内の子どもの家に家財等が保管され、帰来先と認められる場合は、その場所
- ・ 出身世帯のない高齢者が軽費老人ホームや有料老人ホームに入所している場合は、当該施設の所在地

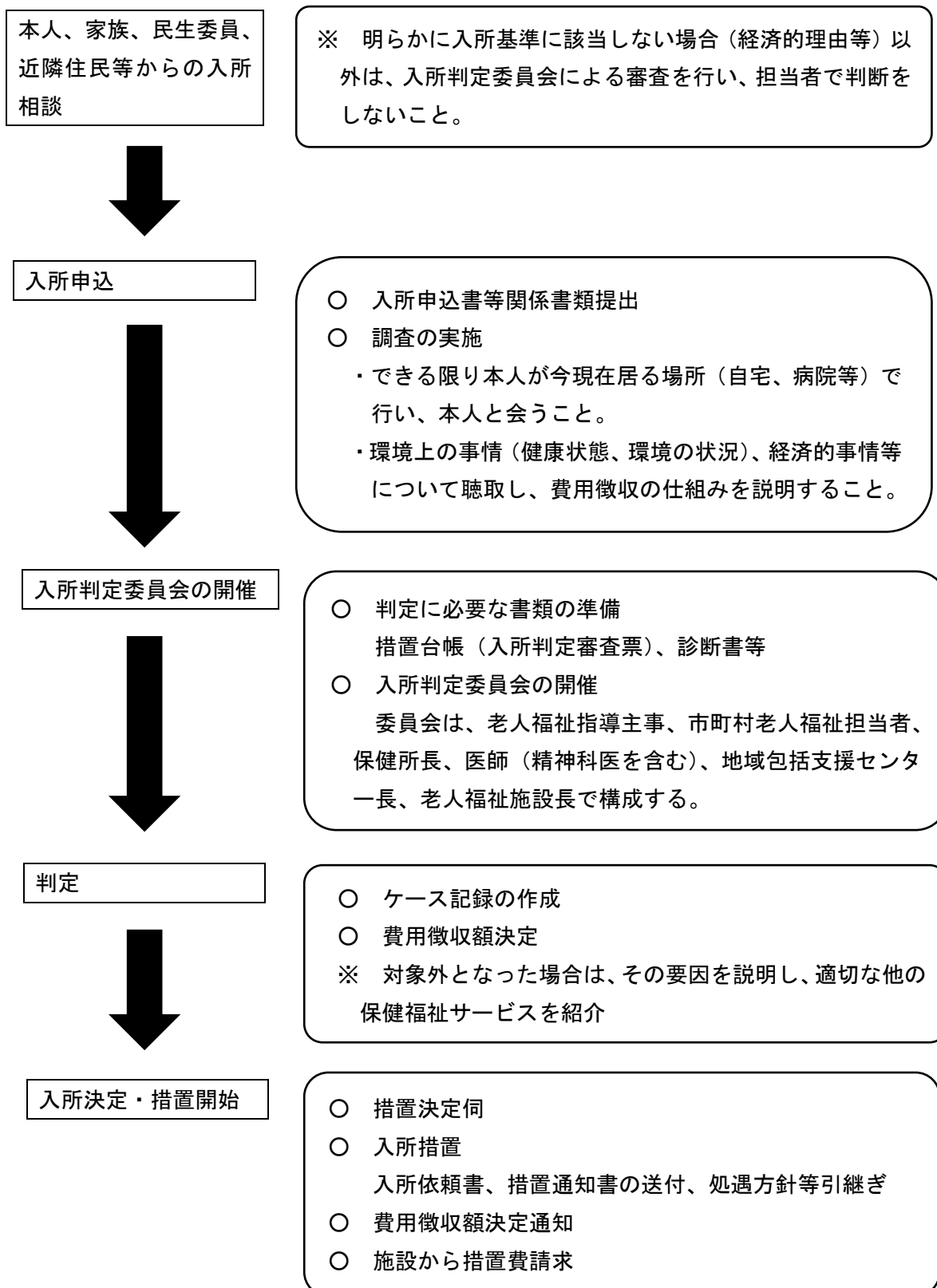
##### ロ 現在地として認定するもの

- ・ 生活保護法で規定する救護施設、更生施設、宿泊提供施設及び老人福祉法による養護老人ホーム、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設に入所並びに病院等に入院している者で、居住地のない者
- ・ 住所のない浮浪者など

※ 居住地と現在地＝生活の本拠として特定の場所に住居を有している場合を居住地による措置といい、生活の本拠として特定の住居のない者を現在地による措置という。

## 2 措置までの事務について

### 【養護老人ホーム入所に係るフロー図】





## (1) 入所申込から措置まで

### ① 本人、家族、民生委員、近所住民からの入所相談

- ・面接記録票（参考様式1）、事前調査票（参考資料17）の作成、入所申込方法の説明

### ② 入所申込書受付

- ・入所申込書（参考様式2）他関係書類を提出させる

#### 【関係書類】

- ・戸籍謄本
- ・住民票（同居者全員記載のもので、内容省略していないもの）
- ・身体障がい者手帳の写し
- ・加入医療保険証ほか医療証の写し
- ・介護保険証の写し
- ・収入申告書（参考様式3）
- ・同意書（参考様式4）
- ・収入額が確認できる書類（年金証書の写し、預金通帳の写し）
- ・必要経費額が確認できる書類（所得税等の納税証明書、社会保険料等の支払証明書等）
- ・診断書（参考様式7）

### ③ 調査の実施

- ・できる限り本人が今現在居る場所（自宅、病院等）で行い、本人と会うこと。

### ④ 面接（面談マニュアル）

老人ホームへの入所措置は、一人の人間の後の人生を決定してしまうといっても過言ではない。しかるにその最初の相談時における対応には慎重かつ冷静な判断と自己の職務の重要性を十分認識しておく必要がある。

- |  |
|--|
| <p>(1) 現在どういう生活をしているのか（生活歴、困っている点）</p> <p>(2) 健康状態はどうか（通院・入院治療の必要性の有無）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設は共同生活の場、医療機関で治療を行っている者は入所できないことを説明</li><li>・中間施設である老人保健施設などの紹介も必要ならば行う。</li></ul> <p>(3) 心身の状態はどうか（疾病・障がいの有無、日常生活への支障の有無）</p> <p>(4) 環境上の問題はないか（住居の有無、広さ、築年数）</p> <p>(5) 他人との共同生活に問題はないか（アルコール依存や精神疾患の有無）</p> <p>(6) 在宅サービスの利用により在宅生活を継続できないか（現在のサービス受給状況）</p> <p>(7) 経済的状況はどうか（生保世帯又は市町村民税の所得割非課税世帯）</p> <p>(8) 家族等からの支援はないか（介助、金銭支援、家族等の考え）</p> <p>(9) 在宅で生活（介護）をしている者との公平を保つため、費用負担があることを納得してもらう。</p> <p>(10) 家族等が一方的に考えている場合もあるので、本人の意志を確認する。</p> <p>※ 明らかに入所基準に該当しない場合（経済的理由等）以外は、入所判定委員会によ</p> |
|--|

る審査を行い、担当で判断をしない。

※ 入所要件を満たしていると思われる場合は、施設見学を進めてもよい。

施設には予め連絡し、施設での生活の概要を説明してもらう。

※ 最終的な入所決定は判定委員会によるため、「入所できます」とは言わないこと。

⑤ 入所判定（入所要件は満たしているか）調査（入所判定委員会）

- ・ 医学的判定による要入院ではないか。
- ・ 日常生活動作、家族及び住居の状況から養護老人ホームの対象者か。
- ・ 入院の必要性のある問題行動はないか。
- ・ 経済的要件（市町村民税均等割以下）を満たしているか。

イ 作成書類

- ・ 措置台帳（入所判定審査票）（参考様式5）

ロ 入所判定委員会の設置

- ・ 委嘱した委員の意見を聞く。

※ 入所判定委員会は、老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師（精神科医を含む）、地域包括支援センター長、老人福祉施設長で構成する。

（入所措置等の指針第3参照）

⑥ ケース記録（参考様式6）の作成

⑦ 費用徴収額決定

- ・ 書類確認（年金証書の写し、預金通帳の写し等受理、扶養義務者からは前年分給与所得の源泉徴収票か、前年分確定申告書の写し又は前年度の所得税課税証明書、さらに前年度市町村民税課税証明書）
- ・ 提出困難と思われる場合は、先の同意書を基に職権調査

⑧ 措置決定伺

- ・ 都合のいい入所日、移送日を本人、家族、施設と詰めておく。

⑨ 入所措置

- ・ 措置台帳（参考様式5）、ケース記録（参考様式6）を作成する。
- ・ 入所施設に対し、入所依頼書（参考様式8）により入所の依頼を行い、承諾があった場合は、入所開始報告書（参考様式9）を徴する。
- ・ 措置通知書（参考様式10）を送付（手交）するとともに、入所施設へは、措置台帳（写）、診断書（写）を送付（手交）する。
- ・ 処遇方針等引継ぎ、所持品、所持金等財産確認

⑩ 費用徴収額決定通知（参考様式11）（本人、扶養義務者宛）送付

- ・ 翌月調定、20日以内納期限、納付書発送

※以後、毎月調定、発送、収入消込み

⑪ 施設から措置費請求

- ・事務費：各月初日の被措置者ごと算定した金額
- ・生活費：日割計算

生活費支弁月額×当該月の実措置日数÷30日又は当該月の実日数

### 3 措置後の事務について

#### (1) 措置後の訪問調査

措置の実施者は、年1回は施設を訪問し、入所継続の要否の見直しを行う。

① 施設職員からの状況調査

- ・健康状態
- ・ADLの状態
- ・処遇方針及び本人の生活状況
- ・施設内訓練、クラブ活動、行事等の参加状況
- ・職員・入所者との人間関係
- ・家族等の面会・交流状況
- ・経済状況
- ・金銭管理を施設で行っている場合の管理状況及び入所者等への説明状況
- ・その他必要な事項

② 本人面接調査

- ・健康状態
- ・ADLの状態
- ・施設内での生活状況
- ・職員・入所者との人間関係
- ・家族等の面会・交流状況
- ・経済状況
- ・金銭管理を施設で行っている場合の管理状況及び入所者等への説明状況
- ・本人の要望等

#### (2) 措置の変更

養護老人ホームへの入所措置を取られている者が、他の措置を取ることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において措置を変更する。この「措置の変更」とは、「措置替え」をいうものであり、入退院は「措置の変更」に含まれない。

通常、措置替えを行う場合とは入居者同士のトラブルなどで施設変更を行わないと日常生活が維持できないなど。

- ① 施設長は、被措置者について措置の変更・停止・廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、被措置者状況変更届（参考様式12）により市町村に届け出なければならない。被措置者について、入退院があった場合、それ自体は措置の変更には該当しないが、措置の変更・停止・廃止を必要とする事由となりうるため、同様に届け出なければならない。

② 措置替えに係る事務手続き

被措置者状況変更届の受理後、以下の手順により変更を行う。

- イ 措置通知書を施設長、当該被措置者へ送付（手交）するとともに、変更先の施設には、措置台帳（写）、診断書（写）を送付（手交）する。
- ロ 措置台帳（ケース記録）には、措置替えに至った経過等を記録、整備しておくこと。

③ 被措置者の入退院に係る事務処理

被措置者の入退院について、措置の変更・停止・廃止の必要を認めない場合は、以下の手順により処理する。

イ 被措置者状況変更届（入院の場合は診断書を添付）の受理

ロ 措置台帳（ケース記録）に必要事項（入院の場合は入院年月日、事由、入院先、退院見込み、退院の場合は退院年月日等）を記録しておくこと。

※ 施設長等に対する通知は不要。

**（３）措置の廃止**

① 当該措置を受けている者が次のいずれかに該当する場合、措置を廃止するものとする。

イ 措置の基準に適合しなくなった場合（家族引取り等を勘案して廃止年月日決定）

ロ 入院その他の事由により施設以外の場所で生活する期間が３カ月以上にわたることが明らかに予想される場合、又は概ね３カ月を超えるに至った場合（長期入院見込みにより措置を廃止する場合は、診断書を徴し、入院見込みを確認したうえで廃止年月日決定）

ハ 被措置者が本人の希望、家族引き取り等により退所した場合（退所日の翌日付廃止）

ニ 被措置者が死亡した場合（死亡日の翌日付廃止）

② 措置の廃止に係る事務

イ 被措置者状況変更届の受理

・ 被措置者の入院に係る届の場合は、診断書を添付

・ 被措置者の死亡に係る届の場合は、次に掲げる書類を添付

（ア）死亡証明書

（イ）遺留金品明細書

（ウ）葬祭費明細書（法第 11 条第 2 項の規定により葬祭の措置をとる場合）

（エ）その他参考資料

ロ 措置通知書を、施設長、当該被措置者へ送付する。

ハ 措置台帳（ケース記録）を整備する。

**（４）葬祭の委託**

養護老人ホームにおいて被措置者が死亡した場合、その葬祭を行うものがないときは、葬祭依頼書（参考様式 13）により、葬祭の委託を行う。委託を受け、葬祭を実施した施設長は、葬祭実績報告書（参考様式 14）を市町村に提出しなければならない。

### Ⅲ 老人保護措置費

#### 1 老人保護措置費の定義

老人保護措置費とは、法第 11 条の規定により市町村が行う措置に要する費用のことである。具体的には、法に基づき市町村が老人を養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所させたり、養護受託者に養護を委託するのに必要となる費用のことである。法第 21 条の規定によりこれらの措置に要する費用については、市町村が支弁するものとされている。

#### 2 老人保護措置費の算定方法

老人保護措置費の算定方法については、「措置事務の実施に係る指針について」に示されている。措置費は事務費、生活費、移送費、葬祭費から成り、養護老人ホームが所在する市町村の長は、毎年当初、それぞれ基準に基づき算定した額を措置者一人あたり支弁額等として決定するとともに、これを当該施設及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。

#### 3 措置費の支弁方法（概算払いを除く）

市町村は措置を実施した被措置者が入所している施設等に対して、前述のとおり算定された支弁月額等をもとに毎月措置費を支弁する（支払う）。各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の合算額をもって措置費とし、前月分の措置費について翌月に各施設等に支弁する。したがって、月の途中で入所等のあった被措置者については当該月の事務費の支弁は行わない。また、生活費については、月の途中で措置を開始し、または廃止した被措置者に係る当該月の支弁額は次により算定された額となる。

$$\text{生活費支弁月額} \times \text{当該月の実措置日数} \div 30 \text{日又は当該月の実日数}$$

ただし、新たに事業を開始した施設（新設施設）については、事業開始後 3 か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は次により算定された額となる。

$$\text{支弁月額（事務費及び生活費）} \times \text{当該月の実措置日数} \div 30 \text{日又は当該月の実日数}$$

したがって、月の途中で入所等のあった被措置者に係る当該月の事務費についても上記算定方法により算定された額を支弁することとなるので注意を要する。

## 4 措置状況の変更等

### (1) 入院の場合

被措置者が入院した場合、昭和 62 年 1 月 31 日付け社老第 10 号厚生省社会局保護課長、老人福祉課長通知「老人福祉法による被措置者が入院した場合における日用品費の支弁について」に基づき、措置が廃止されるまでの間、生活費のうち、生活保護における日用品費相当額を支弁する。したがって、被措置者が月の中で入院または退院した場合の生活費の支弁額は次により算定された額となる。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{生活費支弁月額} \times \text{当該月の実措置日数}}{30 \text{ 日又は当該月の実日数}} \\ & + \\ & \frac{\text{日用品費相当額} \times \text{当該月の実入院日数}}{30 \text{ 日又は当該月の実日数}} \end{aligned}$$

(例) 9 月 14 日に入院、10 月 16 日に退院

生活費支弁月額 57,300 円、日用品費 20,750 円の場合

<当該措置者 9 月分の生活費>

$$57,300 \times 14 \div 30 + 20,750 \times 17 \div 30 = 38,498 \text{ 円}$$

<当該措置者の 10 月分の生活費>

$$57,300 \times 16 \div 31 + 20,750 \times 16 \div 31 = 40,283 \text{ 円}$$

入院した日、退院した日については、それぞれ措置日数、入院日数双方に一日ずつカウントする。したがって、上記の例では 9 月 14 日、10 月 16 日については措置日数として 1 日カウントし、入院日数としても 1 日カウントすることになる。

事務費については、変更はなく、当該被措置者が入・退院月の初日の被措置者であれば、全額支弁される。しかしながら、「入所措置等の指針」にあるとおり、入院期間が 3 箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又は概ね 3 箇月を越えるに至った場合は、その時点において措置を廃止することとなるので注意を要する。

### (2) 死亡による退所等の場合

死亡による退所等の場合、措置は退所等の翌日付けをもって廃止となり、月の中で退所等があった場合の生活費の算定方法は例えば次のようになる。

(例) 9 月 5 日に入院、9 月 20 日死亡により退所

生活費支弁月額 57,300 円、日用品費 20,750 円の場合

$$57,300 \times 5 \div 30 + 20,750 \times 16 \div 30 = 20,616 \text{ 円}$$

この場合も事務費については、変更なく、当該被措置者が退所等月の初日の被措置者であれば、全額支弁される。

## 5 各種加算について

事務費及び生活費については、各種加算があり、実際に支弁する額はこれらの各種加算を加えた額となる。

措置費	加算名	対 象	要 件
事務費	障害者等加算	毎年4月1日現在、養護老人ホームの障害者等加算の対象施設と認定された施設	「各種加算等の取扱」別記1
	夜勤体制加算	夜勤体制加算の対象施設として認定された施設	「各種加算等の取扱」別記2
	ボイラー技士雇上費	ボイラー技士の免許を有する者を雇上げる施設	「ボイラー及び圧力容器安全規則」第1条第1号の規定によるボイラーを設置
	入所者処遇特別加算	高齢者等を非常勤職員として雇用している施設	「各種加算等の取扱」別記3
	単身赴任手当加算	職員のうち単身赴任者が存する施設	「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設
	施設機能強化推進費	施設機能の充実強化を推進している施設	「各種加算等の取扱」別記4
	民間施設給与等改善費 (基本分)	地方公共団体の経営する施設以外の施設	「各種加算等の取扱」別記5
	民間施設給与等改善費 (管理費特別加算分)	特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設等に對し、管理費特別加算分として1%を加算	次の事項のいずれかに該当する施設で、毎年度当初に加算対象施設を決定 (ア) 入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる施設 (イ) 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設 (ウ) 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設 (エ) 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設 (オ) 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であって、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設 (カ) 以上の外、市町村長が特に必要があると認めた施設

事務費	介護保険料加算	養護老人ホーム被措置者のうち、階層区分1階層の適用を受け る者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当	「措置事務の実施に係る指針」別紙2の別表1の費用徴収基準
	老人短期入所加算	老人短期入所による措置が行われた施設	「各種加算等の取扱」別記8
	介護サービス利用料負担加算	養護老人ホーム被措置者による介護保険の利用があった場合	「各種加算等の取扱」別記9
生活費	期末加算	毎年12月1日現在における被措置者につき加算	
	病弱者加算	病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のため に特別の給食を1月以上必要とするもの	実施機関において必要と認定したもの
	被服費加算	毎年4月1日現在における被措置者につき加算	
	加算の特例	70歳以上の者及び福祉年金の受給権を有しない者	国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める者 1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受 給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当するものを除く）



## 6 財政的措置について

養護老人ホームについては、いわゆる三位一体改革により平成 17 年度に一般財源化され、現在は地方交付税により財源措置（※ 1）がなされている。

消費税率 10%への引き上げに伴う経費については令和元年度から地方交付税措置が講じられ、介護職員の処遇改善に伴う経費は令和 4 年度から講じられることとなっている。

（※ 1）被措置者数に応じた補正（被措置者数に応じて加算又は減算されること）が行われる等により、適切に地方財政措置がなされている。

つまり、被措置者数が標準団体のものを上（下）回っている市町村はその分普通交付税が加算（減算）される仕組みとなっている。

交付税種別	解 説	参 照
普通交付税	<p>① 65 歳以上人口を測定単位とする高齢者保健福祉費の単位費用の積算内容に、「養護老人ホーム措置費（施設葬祭費を含む）」111,961 千円（※）を計上。 ※ 令和 5 年度、標準団体の行政規模（65 歳以上人口 31,000 人、養護老人ホーム措置者数 月 47 人）の場合で、費用徴収分を控除した額</p> <p>② 65 歳以上人口と養護老人ホームの被措置者数は必ずしも比例しない事情があるため、密度補正により、養護老人ホーム被措置者数（毎年 4 月 1 日現在）の多寡により需要額を割増し又は割落としをしている。</p> <p>③ ①②の結果、<u>毎年 4 月 1 日養護老人ホーム被措置者数一人当たり、年間分約 2,382 千円（※）</u>が基準財政需要額において算定されている。 ※ 111,961 千円÷47 人</p>	<p>① 令和 5 年度地方交付税制度解説（単位費用篇）</p> <p>② 令和 4 年度地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）</p>
特別交付税	<p>① 各自治体の毎年 9 月 30 日現在の養護老人ホーム被措置者数が 4 月 1 日時点よりも増加している場合は、その割増費用の一部を特別交付税で措置。</p>	<p>① 特別交付税に関する省令第 3 条第 1 項第 3 号の表第 11</p>

## IV 費用徴収について

### 1 入所者本人分

#### (1) 費用徴収額の算定方法

法第 11 条に規定する措置に要する費用にかかる法第 28 条の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収額は、当該被措置者の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とする。ただし、月の途中で施設に入所し若しくは退所し、又は転入した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とする。

$$\text{費用徴収基準月額} \times \text{当該月の実措置日数} \div 30 \text{日又は当該月の実日数}$$

#### (2) 「対象収入」について

「対象収入」は、原則として前年（1～12月）の収入として認定するもの（収入として認定しないものに該当するものは除く。）から必要経費を控除した額とする。ただし、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。前年の対象収入を把握するにあたって、1月ないし6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の対象収入により階層を決定するものとする。

#### (3) 収入として認定するもの

##### ① 年金、恩給等の収入

- イ 年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。
- ロ 年金、恩給等の収入には、公的給付であるか私的給付であるかを問わず、被措置者が受給権を有する定期的な給付は、「収入として認定しないもの」を除き、すべて含まれる。したがって、労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得（給与所得の金額を収入として認定する。）、雇用保険（失業給付の基本手当）等は、これに該当する。なお、老人保護措置費に係る「加算の特例」等の年金給付に代替して支給される性格の給付もこれに該当する取扱いとする。
- ハ 年金、恩給等の収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日とする。なお、さかのぼって年金、恩給等の受給権が生じ、1年分を超える年金、恩給等を受給したときは、1年分のみを収入として認定する。
- ニ 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行う。
- ホ 年度途中で年金等の額に改訂があっても、当該年度中に差額が支給されなければその分は収入として認定しない。

② 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

③ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

④ その他の収入

イ 不動産、動産の処分による収入、その他の収入（老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。）については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

ロ 譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）等が該当するが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第 22 条第 1 項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものをいう。なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。

<参考>

長期譲渡所得

その年の 1 月 1 日において所有期間が 10 年を越えるものを譲渡した場合は、他の所得と区分し、譲渡所得の金額から長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額に対し所得税を課する。

短期譲渡所得

その年の 1 月 1 日において所有期間が 10 年以下のものを譲渡した場合は、他の所得と区分し、譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

ハ 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。

**(4) 収入として認定しないもの**

- ① 臨時的な見舞金、仕送り等による収入
- ② 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ③ 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭
- ④ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ⑤ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額

- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される福祉手当等老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭
- ⑦ 児童手当法により支給される児童手当等法令により被措置者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ⑧ 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- ⑨ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭

## (5) 必要経費

- ① 所得税、住民等の租税（ただし、固定資産税を除く）
 

例示されている租税以外の必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税が該当し、その他の租税は市町村長が特別の事情があると認めた場合について該当する取扱いとする。
- ② 社会保険料又はこれに準ずるもの
  - イ 社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第74条第2項に規定するものをいう。
  - ロ 社会保険料に準ずる者には、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。
- ③ 医療費（差額ベット代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし保険金等で補てんされる金額を除く。）
  - イ 医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取扱う。したがって、通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は医療費に該当しない。
  - ロ 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補てんされる金額を控除した額の全額について、必要経費として認められるものであり、所得税法における控除額の取扱いと異なるものである。
  - ハ 医療費の額の算定に当たって医療費を補てんする保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとする。この場合において後日、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌月初日をもって変更決定を行う。なお、その際の差額の取扱いについては、費用徴収基準の取扱細則第1、5（3）によるものとする。

### <留意点>

#### (イ) 医療費関係

- ① 差額ベッド料、寝具貸付料は必要経費として認定する。
- ② 文書料は、市町村の指導によって提出させるものではあるが認定できない。
- ③ オムツ代は入院患者日用品として措置費で対応しており、入院患者日用品を超えた軽費であっても、必要経費として認定しない。（但し、入所後入院した場合のオムツ代については、医師の証明がある場合につき認める。）

- ④ 洗濯料は施設で対応すべきものであり必要経費として認定しない。
- ⑤ 電気器具使用料、電話使用料は必要経費として認定しない。
- ⑥ 衛生費は必要経費として認定しない。
- ⑦ 健康診断料、人間ドック料は施設内で定期的に行っており、必要経費として認定しない。
- ⑧ 治療材料等の認定に際しては、医師の証明等を添付させること。

(ロ) 付添看護料関係

- ① 付添料、付添食事代、付添寝具代は必要経費として認定する。
- ② 基準看護病院に入院中の被措置者の付添看護料は、必要経費として認定しない。

(ハ) 通院費関係

- ① 通院のための交通運賃は、施設の特性、対象者の事情等を勘案し、真にやむを得ないと認められる場合のみ必要経費として認定すること。
- ② 施設から病院までのタクシー代については、バス等で通院可能な状況にある場合には、必要経費として認定しない。また、認定の際には、医師の証明または施設長の証明を添付させること。

④ 配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用

イ 配偶者その他親族の範囲は、原則として配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は民法に定める扶養義務者とするが、特別の事情がある場合には、民法第 725 条に規定する親族までとすることができる。

- ・民法第 877 条に定める扶養義務者・・・直系血族及び兄弟姉妹
- ・民法第 725 条・・・六親等内の血族、三親等内の姻族

ロ 仕送りのための費用については、その地域における標準的な生計費を参考として、市町村が設ける限度額から仕送りを受ける配偶者等の収入を控除した額の範囲内においてその実際の仕送り額を特別の必要経費として認める。なお、この限度額の決定は市町村長の判断により行うものであるが、努めてその算定の基本的考え方を都道府県単位で統一するものとする。

- ・限度額は生活保護基準額の 1.5 倍

ハ 被措置者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費と認める。

ニ 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費は、いわゆる個別的日常費に相当する額とし、軽費老人ホームに入所している場合には個別的日常費に相当する額に軽費老人ホーム利用料を加えた額として取扱うものとする。

<留意点>

(イ) 仕送りの認定は本人の申告があった場合に限る。

- (ロ) 仕送り認定の際には、仕送りを受けた者の収入額（年金、農業所得等）を調べておくこと。また、仕送りを受けた者が税法または健康保険上の被扶養者になっていないかも調べておくこと。
- (ハ) 老人ホームに入所した年における出身世帯への仕送りの認定については、前年における仕送りの実態がないので原則として、必要経費とは認められませんが、入所前において、入所者の収入により配偶者等の生計が維持されていることが明らかであって、入所者から配偶者等へ仕送りしなければ当該出身世帯が生活保護に陥ることとなるような場合には、必要経費として仕送り額を認定して差し支えない。
- (ニ) 仕送り方法については、銀行振込、現金書留、施設においての第三者立会いによる現金引渡し等が考えられる、証拠のないスタイルは認められない。また、証拠書類は必ず徴収すること。

- ⑤ 災害により資産が損害を受けた場合において、これを補てんするために必要とされる費用
- ⑥ やむを得ない事情による借金の返済  
 やむを得ない事情による借金の返済としては、原則として入所前の被措置者本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（住宅ローンの返済、生活福祉資金の返済等）の場合に限り認められるものであるが、入所後において配偶者等が被措置者の仕送りにより生計を維持されている場合であって、医療費等不意に支出せざるを得ない状況のもとにおいて、借金をしている場合の返済についても同様の取扱いをしてさしつかえない。
- ⑦ 自己の日常の用に供されるほ装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が被措置者にあると市町村長が認めるときは、その額を特別の必要経費として認定することができること。
- ⑧ その他の必要経費
- イ 必要経費には、被措置者の意志により任意に負担するもの  
 例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄附金等の費用は該当しない。老人ホーム入所前の生活費、軽費老人ホーム利用料等、入所により支出する必要のなくなる費用も同様とする。
- ロ 離婚に伴う慰謝料の支払は、必要経費として認めることができる。
- ハ 生命保険料は原則として必要経費に該当しない。しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益をうけるものについては、必要経費として認めることができる。
- ニ 住宅維持費（損害保険料を含む）は、原則として必要経費に該当しない。しかしながら、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができる。
- ホ 必要経費の認定は市町村長が行うが、その認定の際領収書等のないものについては、施設長の証明によってさしつかえない。

## (6) 年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い

- ① 前年に比して収入が減収したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難になると市町村長が認めるときは、その事情の生じた時点を含む都市における年間収入又は必要経費を推定し、これにより求めた対象収入に基づき階層区分の変更を決定することができる。
- ② この階層区分の変更は、例外措置であるので原則として、被措置者からの申立てにより行うこととするが、被措置者が生活保護法による医療扶助を受ける等、明らかに階層区分の変更が必要と認められる場合には申立ての有無にかかわらず変更決定を行うこととする。
- ③ 申立てがあったときは、書類に所要事項を記載してもらい、その妥当性を判断して決定する。なお、収入が減少した場合に必要な経費についてその年の推定を行う必要はなく、また、必要経費が増加した場合に収入をその年の推定額におきなおさなければならないものではない。
- ④ 階層区分の変更は、変更が必要と認められる月（その月分を納入済みのときは、その翌月）から行うこととする。なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、入院した月については従前の階層区分で日割計算により徴収を行い、入院期間中は徴収せず、退院時において、階層区分の見直しを行う等の取扱いをしてさしつかえない。
- ⑤ ①～④の取扱いは、主たる扶養義務者についても同様とする。

## (7) その他

- ① 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁費（一般事務及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く）の合算額をいう。）を超える場合には、当該支弁額とする。
- ② 養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準月額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合、100円未満は切捨てとする。
- ③ 養護老人ホームの3人部屋以上の部屋の入居者に係る暫定措置の適用については「140,000」は「 $140,000 \times (1 - \text{減額率})$ 」とする。
- ④ 養護委託については、養護老人ホームの暫定措置を準用するものとする。

## 2 扶養者義務分

### (1) 費用徴収額の算定方法

扶養義務者分については、税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とする。ただし、月の途中で施設に入所し若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とする。

$$\text{費用徴収基準月額} \times \text{当該月の実措置日数} \div 30 \text{日又は当該月の実日数}$$

主たる扶養義務者の前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって、1月ないし6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものとする。

### (2) 費用徴収される者（以下「主たる扶養義務者」という）

- ① 「主たる扶養義務者」の認定は被措置者の扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。④において同じ。）のうち、配偶者及び子について行う。養子は、縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得し、養親等の扶養義務者となるが、実親及びその親族との間には何等の影響を及ぼさず、その扶養義務者としての地位は失われるものではない。
- ② 「主たる扶養義務者」となる被措置者の配偶者又は子は、原則として、被措置者が入所の際被措置者と同一世帯にあった者（住居等の関係で別居していたが、主としてその配偶者又は子の仕送りにより被措置者が生計を維持していた場合等社会通念上同一世帯と同様と認められる者を含む。以下「出身世帯員」という。）とする。世帯とは、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。なお、養護老人ホームへの入所措置にあたり、いわゆる世帯分離の取扱いをした場合であっても、これは入所要件に関する便宜的な取扱いであり、別世帯として認めることはないので、あくまでも同一世帯であることには変更がないものである。
- ③ ②により「主たる扶養義務者」となり得る者が2人以上ある場合は、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
- ④ 出身世帯員でない被措置者の配偶者又は子は、被措置者が入所の際、同一世帯に属していた被措置者の扶養義務者がいない場合に限り、次に定めるところにより、「主たる扶養義務者」とする。
  - イ 当該配偶者又は子の所得税又は住民税の所得割の計算について、被措置者が所得税法第2条第1項第33号若しくは地方税法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は所得税法第2条第1項第34号若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族となっている場合は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
  - ロ 当該配偶者又は子が健康保険、船員保険又は国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の被保険者又は組合員であって被措置者がこれらの制度の給付について当該配偶者又は子の被扶養者となっている場合（イに該当



する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。)には、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。

ハ 当該配偶者又は子の給与の計算について被措置者が扶養親族として一般職の職員の給与等に関する法律第 11 条に規定する扶養手当その他これに準ずる手当の支給対象となっている場合（イ又はロに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。）は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。この場合において、「主たる扶養義務者」となり得る者が 2 人以上あるときは、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。

ニ イからハまでのいずれかに該当する被措置者の配偶者又は子がない場合は、被措置者への仕送りの状況、被措置者との間の資産面での関係の深さ等を勘案し、社会通念上、主たる扶養義務者と認められる被措置者の配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。

⑤ ③の場合における「主たる扶養義務者」の認定は、毎年度見直しを行うことを原則とするが、主たる扶養義務者が死亡又は行方不明になった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月初日をもって見直しを行うこととする。

⑥ ④の場合における「主たる扶養義務者」の認定については、見直しを行わない。

### **(3) 費用徴収される者に該当するかの確認方法**

① (2)の④のイについて

当該配偶者又は子の源泉徴収票等から確認すること。

② (2)の④のロについて

国民健康保険加入の有無を市町村担当課で確認し、加入していない場合は保険証又は組合員証の写しを提出してもらう。

③ (2)の④のハについて

事業主もしくは給与支払者の証明書等により確認する。

④ (2)の④のニについて

これまでの生活歴、当事者の関係あるいは入所直近の生活実態を民生委員等関係者の意見を参考に十分把握のうえ認定する。

### **(4) 主たる扶養義務者の負担能力に著しい変動があった場合**

1 (6)と同様に取り扱う。

### **(5) その他**

同一の者が 2 人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合には、最初に措置された者に着目して費用徴収基準月額を決定する。費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、当該支弁額とする。

### 3 その他

#### (1) 被措置者が死亡した場合

措置者又はその主たる扶養義務者からの徴収金は、死亡した日までの日割りにより計算する。なお、被措置者に係る徴収金の納入告知等は、その相続人に対して行う。

#### (2) 主たる扶養義務者が死亡した場合

(1)と同様に取り扱う。

#### (3) 徴収金の額に誤りがあった場合

変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。ただし、被措置者又はその主たる扶養義務者については、次のように取扱うことができる。

##### ① 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合

誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって徴収額の変更決定を行う。ただし、明らかに被措置者又はその主たる扶養義務者の責に帰すべき事由により徴収額を誤って決定した場合には変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。

##### ② 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合

変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還（還付又は充当）する。

## V 措置の現状

### 1 市町村における措置の状況について

#### (1) 令和5年4月1日時点の措置状況

県内 57 市町村（政令市・中核市を除く）における措置人数は、全体で 923 人（48 市町村）となっている。

R4.4.1 時点、49 市町村、960 人

R3.4.1 時点 50 市町村 1,014 人

R2.4.1 時点 50 市町村 1,032 人

#### (2) 措置の必要性判断

措置の必要性の判断に当たっては、「措置から契約へ」の流れの中で、一般的には契約に基づく介護保険サービスや障がい者支援サービスなどの利用が優先して検討されるべきである。だが、今日においても措置制度が残された意義として、「介護へのニーズというだけでは解決できない環境や生活に対して、特に重複するニーズを抱えている者の受け入れ先としての重要な役割を果たしている」ことが指摘されている。また、法改正により養護老人ホームが自立支援施設として明確に位置付けされたものの、「終の棲家としての役割も果たしてきた養護老人ホームが、自立支援という名のもとで通過地点としての施設に転換することは入所者の入所理由から見ていくと現実的でない」ことも指摘されている。<sup>1)</sup>

具体的にどのような者を措置すべきかは「養護老人ホームの機能」を十分に理解した上で、個々の事案に即して判断することが重要である。

1) 清水正美「社会福祉制度転換期における養護老人ホームの位置づけ」より抜粋

【参考：公益社団法人全国老人福祉施設協議会「養護老人ホームの現状等について」から抜粋】

#### 養護老人ホームの機能について

##### ■生活支援機能

安全で安心できる、そして生き甲斐のある日常生活を支援する。

##### ■見守り機能

###### (1) 生活支援に関する「見守り機能」

直接生活を支援する為の見守りであり、事故予防・危険回避と言われているもの。

→ 本人に対し、瞬時・瞬時の対応が必要となる。

###### (2) 生涯支援に関する「見守り機能」(SW機能)

その人の生涯を見守ろうとするものであり、養護の機能としての一番の特徴。

→ 生涯を通しての生き方を共に考えていく事であり、今までの生きてきた人生を本人と一緒に検証し、認め合い、これからの将来に向けての生き方を一緒に探求していく。

→ 瞬時・瞬時の対応では無く、話し合い・考え合いながら、利用者と共に作っていく。よって、計画も長期的なものになる。

(資料出所)

西井秀彌郎先生「養護老人ホームの職員に求められるもの」(「新養護創成」を目指して)より

### (3) 生活保護制度との関係

生活保護制度は、補足性の原理により他法他施策の活用が優先されることとなっており、老人福祉法も優先して活用すべき他法に該当する。

だが、生活保護制度は、低所得者対策として養護老人ホームの措置制度と対象者が重複することも多く、保護費の3/4が国庫負担金として交付されるため、生活保護による有料老人ホームへの入居が優先されることがある。

月の利用料（食費＋管理費＋光熱費等その他実費＋賃料）の合計額が9万円程度の低額の有料老人ホームであれば、生活保護費（生活扶助費＋住宅扶助費）による入居が可能であり、さらに、生活保護費が月の利用料を上回っている場合は差額が被保護者の手元に残るため、無年金者などは有料老人ホームへの入居を希望することがある。

有料老人ホームには、主に食事、洗濯、清掃等の生活支援サービスを提供する「住宅型有料老人ホーム」と生活支援サービスに加えて介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた「介護付有料老人ホーム」があるが、「住宅型有料老人ホーム」は職員の配置基準が「必要数」にとどまるため、見守り機能が弱いことに留意する必要がある。

生活保護受給者であっても、アルコール依存症や精神疾患など基本的な生活能力を欠いた状態であれば総合的な「見守り機能」が必要となるため、看護職員や生活相談員、栄養士の配置が義務付けられる養護老人ホームへの入所を検討する必要がある。

なお、生活保護受給者が養護老人ホームに措置された場合は、生活保護は廃止となるのが原則であるが、通院など医療的ケアが必要になったときは医療扶助（単給）を受けることも可能である。生活保護受給者にとって、医療の問題は必ずしも養護老人ホームへの措置の阻害要因とはならないことに留意する必要がある。

#### 【主な職員の配置基準】

職種	養護老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
医師	必要な数	配置義務なし	配置義務なし
生活相談員	常勤換算で入所者 30 人ごとに 1 人	常勤換算で 1 人以上	必要な数
介護職員 (支援員)	常勤換算で入所者 15 人ごとに 1 人	常勤換算で看護職員と合わせて 入所者 3 人に 1 人	必要な数
看護職員	常勤換算で入所者 100 人ごとに 1 人	常勤換算で入所者 30 人まで 1 人 以上、50 人増すごとに 1 人追加	必要な数
栄養士	1 人以上	配置義務なし	配置義務なし

#### (4) 処遇困難ケースに係る新規措置の状況

老人福祉法において、養護老人ホームへの措置対象者は「65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での養護が困難な者」と規定されている。だが、「老人ホームへの入所措置等の指針」において、(平成18年の)改正前の老人福祉法に規定されていた「身体上若しくは精神上の理由」についても措置の対象であることが明記されており、養護老人ホームへの措置対象者は多岐にわたっている。

令和3年度、令和4年度の新規措置事案のうち、生活保護受給者など他機関との調整が必要なケースや養護老人ホームでの受け入れが困難なケース(以下「処遇困難ケース」という。)を措置した市町村の数は、次のとおりである。

令和3年度、令和4年度の新規「処遇困難ケース」の措置状況

地 区	福岡 (16市町)	筑後 (14市町村)	筑豊・京築 (27市町村)	合計 (57市町村)
60～65歳以上の者	1市	4市	—	5市
要介護1・2	2市	10市	4市4町	16市4町
要介護3～5	1市	4市	—	5市
被虐待事案	2市1町	5市1村	4市2町	11市4町
更生施設退所者	—	2市	—	2市
生活保護受給者	2市	7市	5市3町	14市3町
救護施設退所者	1市	1市	—	2市
認知症	2市	6市	4市1町	12市1町
アルコール依存症	1市	1市	2市1町	4市1町
精神疾患	1市	7市	2市	10市
セルフネグレクト	—	3市	—	3市
葬祭執行の委任	1市	—	1市	2市

※複数のカテゴリーに重複して該当するケースあり

## 2 養護老人ホームにおける受入体制について

### (1) 受入体制について

「措置を受ける側」の状況としては、対応が困難と思われる処遇困難ケースの受入体制について11の項目に分けて調査した結果、「看取り」以外の10項目において「対応可能又は一部可能」と回答した施設がいずれも80%を超えている。

特に、「要介護1・2」の者については全ての施設が対応可能と回答しており、さらに「要介護3以上」の者については86%の施設が対応可能又は一部可能と回答するなど、現在の養護老人ホームにおいては介護の問題が必ずしも措置の阻害要因にはならないことが確認できる。

また、「アルコール依存」「精神疾患」を抱えた高齢者についても96%の施設が対応可能又は一部可能と回答しており、精神的な問題を抱えたまま自宅での生活が困難となった高齢者や精神病院において長期入院後に退院した高齢者などについても、特に医療的な問題がない限り措置が可能となっている。

さらに、近年問題となっているゴミ屋敷の住人などの「セルフネグレクト」の状態にある高齢者や服役中に高齢化した「更生施設退所者」などについても96%の施設が対応可能又は一部可能と回答しており、施設との事前の調整は必要ながらも、地域での受け入れが困難な高齢者についても措置は十分に可能となっている。

施設における地区ごとの処遇困難ケースの受入体制

地 区	福岡 (4 施設)				筑後 (9 施設)				筑豊・京築 (9 施設)				合計 (24 施設)			
	対応可能	一部可能	計	%	対応可能	一部可能	計	%	対応可能	一部可能	計	%	対応可能	一部可能	計	%
要介護1・2	5	—	5	100%	9	—	9	100%	10	—	10	100%	24	—	24	100%
要介護3～5	1	3	4	80%	4	5	9	100%	5	3	8	80%	10	11	21	88%
被虐待事案	5	—	5	100%	8	1	9	100%	9	—	9	90%	22	1	23	96%
更生施設退所者	3	2	5	100%	2	6	8	89%	1	9	10	100%	6	17	23	96%
認知症	1	4	5	100%	6	3	9	100%	7	2	9	90%	14	9	23	96%
アルコール依存症	3	2	5	100%	4	5	9	100%	7	2	9	90%	14	9	23	96%
精神疾患	2	3	5	100%	5	4	9	100%	7	2	9	90%	14	9	23	96%
セルフネグレクト	1	4	5	100%	7	2	9	100%	6	3	9	90%	14	9	23	96%
集団生活困難者	—	5	5	100%	3	5	8	89%	4	4	8	80%	7	14	21	88%
看取り	1	1	2	40%	3	2	5	56%	2	1	3	30%	6	4	10	42%
葬祭の執行	2	3	5	100%	6	2	8	89%	5	2	7	70%	13	7	20	83%

※一部可能とは、市町村と施設の協議により受入れ可能かどうか判断するとした施設数  
 ※令和4年3月時点（令和5年8月現在は22施設）

### 3 処遇困難ケースにおける措置の実例

「措置の対象者の範囲」について共通の認識を形成するために、次のとおり、処遇困難ケースに係る措置の実例について、事案の概要と入所判定のポイントを整理した。

掲載した事例は、事案の概要であり、入所の判定理由を正確に記載していないため、あくまでも参考としてご活用願いたい。

#### (1) 要介護3以上の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例1	夫：72歳、要介護4 妻：74歳、介護認定なし、認知症 ・ 夫婦二人で暮らしていたが、居宅での生活が困難になり、夫婦での入所を希望、夫婦二人を養護老人ホームに措置したもの。	・ 夫婦二人が入所できる施設であった。 ・ 年金が少なく、夫婦で他の施設への入所が困難であった。
事例2	女性：77歳、要介護5、娘あり ・ アルツハイマー型認知症による薬剤治療を受けながら、夫、娘と暮らしていたが、夫死亡後、有料老人ホームに入所。金銭管理を行っていた娘が年金を着服して入居料6か月を滞納し、施設から退去を求められる。寝たきりの状態であり、一時的な避難場所として養護老人ホームに措置したもの。	・ 特別養護老人ホームへの入所が決まるまでの緊急的な措置であった。 ・ 子による経済的虐待事案であり、入所先の施設で年金を安全に管理してもらう必要があった。 ・ 受入先の養護老人ホームと協議の上、受入が可能であった。

#### (2) 認知症の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例1	女性：80歳、要支援1、認知症 ・ 単身で生活保護を受給しながら自宅で生活していたが、認知症により金銭管理ができないため、友人が支援を相談。生活保護での有料老人ホームへの入所が困難であったため、養護老人ホームに措置したもの。	・ 認知症の進行により、生活保護の受給による自宅での生活が困難になった。 ・ 身元保証人がいないため、有料老人ホームへの入所が困難であった。また、要支援1のため、グループホームへの入所も困難であった。

#### (3) アルコール依存の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例1	男性：89歳、要介護1、アルコール性認知症、子あり ・ 妻と二人で生活していたが、妻（要介護3）の施設入所後、一人暮らしとなり、アルコールに依存。慢性腎臓病で入院し、退院後、老人保健施設に入所。退所後、自宅での生活が困難であるため、養護老人ホームに措置したもの。	・ アルコール依存のため、自宅での単身生活が困難であった。 ・ 収入が少なく、子の支援も困難であったため、有料老人ホームへの入所が困難であった。 ・ 介護度が低く、特別養護老人ホームへの入所が困難であった。

#### (4) 精神疾患の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>女性：65 歳、介護認定なし、妄想性障害、兄弟あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給しながら単身生活中に妄想性障害を発症。精神病院に入院し、薬物療法で日常生活が可能となったため退院。外出時に妄想が発症することから、自宅での単身生活が困難であるため、養護老人ホームに措置したものを。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妄想性障害について治療により一定の改善が見られたが、外出できる状態まで改善せず、単身生活は困難であった。</li> <li>妄想性障害により兄弟とも不仲となり、支援が困難であった。</li> <li>かかりつけの精神科医の近くの施設に措置することで、医療的なサポートが可能であった。</li> </ul>
事例 2	<p>女性：72 歳、介護認定なし、妄想性障害、精神手帳 2 級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離婚後、住み込みで就労中、精神疾患を発症。生活保護を受給しながら有料老人ホームに入所する。他の入所者とトラブルを起こし、その度に精神病院への入退院を繰り返すため、養護老人ホームに措置したものの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妄想性障害により、有料老人ホームでの生活が困難であった。</li> <li>主治医から新しい住居の確保について措置担当部署に相談があり、措置担当部署が生活保護担当部署に協議することで円滑な措置が可能となった。</li> </ul>

#### (5) セルフネグレクトの者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>男性：66 歳、介護認定なし、認知症、兄弟あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給しながら単身で生活していたが、金銭管理ができないため、食事の未摂取も多く、電気・ガス・水道が料金滞納によりたびたび止められる。身体状況悪化のため、尿失禁・便失禁による室内汚染あり。長期にわたり入浴・更衣を行わないなど、衛生保持ができない状態であった。電力会社からの通報により発覚、養護老人ホームに措置したものを。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度の認知障害があり、金銭管理・生活管理ができず、衛生保持の意欲もないため、単身での生活が困難であった。</li> <li>生活管理短期宿泊事業により養護老人ホームでの生活に慣らしたうえで、本人の意思を確認して、同じ養護老人ホームに措置した。</li> </ul>



## (6) 生活保護受給者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>女性：69 歳、要支援 2、脳梗塞、右不全麻痺、子あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅で生活保護を受給しながら単身生活していたが、自宅付近で豪雨災害が発生したため、介護扶助でショートステイを利用。経済的事情から養護老人ホームを希望、措置したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右不全麻痺や自宅の被災リスクのため、居宅での生活が困難になった。</li> <li>・ 本人が低額で安定した住居を求め、養護老人ホームの入所を希望、他法優先で措置に切り替えた。</li> <li>・ 脳梗塞の治療通院のため、医療扶助を継続した。</li> </ul>
事例 2	<p>女性：80 歳、要支援 1、認知症、子・配偶者なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅で生活保護を受給しながら単身生活していたが、認知症により金銭管理ができないため、居宅での生活が困難になった。CWが有料老人ホームへの入居を検討したが入居できる施設がなく、本人の希望により養護老人ホームに措置したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的な問題は少なかったが、金銭管理ができず、居宅での生活が困難であった。</li> <li>・ 結婚歴がなく、親族がいないため身元保証人が確保できず、有料老人ホームとの契約が困難であった。また、要支援 1 のため、グループホームへの入所も困難であった。</li> </ul>

## (7) 65 歳未満の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>女性：63 歳、要介護 1、若年性認知症（特定疾病）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内縁の夫のDVにより自宅から避難。警察からの通報により、養護老人ホームに措置したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急的な措置が必要であった</li> <li>・ グループホーム等の介護サービス利用について契約が困難であった。</li> <li>・ 内縁の夫による執拗な追及から逃れるため、シェルターとして入所できる施設が必要であった。</li> </ul>
事例 2	<p>男性：60 歳、要介護 2、身障 3 級、子・配偶者なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退院後、老人保健施設でリハビリ後も両股、両膝の拘縮あり。退所後の住まいとして、養護老人ホームに措置したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急的な措置が必要であった。</li> <li>・ 収入は障害年金のみで、最低生活費を僅かに上回るものの、ケアハウスの入居は困難であった。</li> <li>・ 長期間安定して入居できる施設が必要であった。</li> </ul>
事例 3	<p>男性：64 歳、介護認定なし、身障 2 級、母・兄弟あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長年、母と同居していたが、母（要介護 1）が施設に入所。県外に住む兄弟は支援困難なため、養護老人ホームに措置したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設の入所要件（支援区分）を満たしていなかった。</li> <li>・ 移動機能障害、言語不自由のため、自宅での生活やケアハウス等への入所は困難であった。</li> </ul>

## VI 養護老人ホームを活用するための取組

### 1 契約入所について

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、上記のような状況を踏まえ、取扱人員総数の20%の範囲内で契約入所を認める取扱いとされている。

平成29年10月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

平成30年4月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の1つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

#### (1) 対象者

居住に課題を抱える者

- ※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。
- ※ なお、契約入所に当たっては、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
  - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
  - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
  - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

#### (2) 範囲

定員の20%の範囲内

## 2 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下、「設備・運営基準」という。）第 28 条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

平 28 年 4 月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第 4 条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

### (1) 取組の内容

社会福祉法第 24 条第 2 項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・ 既存事業の利用料の減免・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり

## 資料編

### Ⅶ 様式集

参考様式 1	面接記録票
参考様式 2	老人ホーム入所申込書
参考様式 3	収入申告書
参考様式 4	同意書
参考様式 5	養護老人ホーム措置台帳（入所判定審査票）
参考様式 6	ケース記録
参考様式 7	診断書（養護老人ホーム入所用）
参考様式 8	入所依頼書
参考様式 9	入所開始報告書
参考様式 10	措置通知書
参考様式 11	老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書
参考様式 12	被措置者状況変更届
参考様式 13	葬祭依頼書
参考様式 14	葬祭実施報告書
参考様式 15	措置費請求内訳書
参考様式 16	措置費支給台帳
参考資料 17	養護老人ホーム入所事前調査票

(参考様式1)

## 面接記録票

面接年月日 年 月 日	担当員			
措置を受けようとする者 住所： 電話： 氏名：				
来訪者 住所： 電話： 氏名： 関係：				
来訪の目的				
処理方針				
その他				

(参考様式2)

### 老人ホーム入所申込書

〇〇市町村長 様

老人ホームへの入所について、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

				申込日	年	月	日
入所希望者氏名		男・女	生年月日 (年齢)		年	月	日 ( 歳)
現住所	TEL						
申込者氏名				続柄			
申込者住所	TEL						
身元引受人氏名				続柄			
身元引受人住所	TEL						
申込理由	(身体の状態(寝たきり、疾病、障がい、認知症等)、生活状況(住居、食事、家事の状況等)、家庭環境(単身か、同居家族ありか)などについて)						
同居者の状況	氏名	続柄	年齢	職業	住所(連絡先・電話等)		
近親者の状況	氏名	続柄	年齢	職業	住所(連絡先・電話等)		
備考	(希望する老人ホーム名・入所希望地区・その他特に注意を要すること)						

## 養護老人ホーム入所申込書の書き方について

### 1 必要添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票（同居者全員記載のもので、内容省略していないもの）
- (3) 身体障がい者手帳の写し
- (4) 加入医療保険証ほか医療証の写し
- (5) 介護保険証の写し
- (6) 収入申告書（参考様式3号）
- (7) 同意書（参考様式4号）
- (8) 収入額が確認できる書類（年金証書の写し、預金通帳の写し）
- (9) 必要経費額が確認できる書類（所得税等の納税証明書、社会保険料等の支払証明書等）
- (10) 診断書（参考様式6号）

### 2 記入方法

- (1) 氏名欄には、フリガナも必ず記入すること。
- (2) 年齢は、申請時の満年齢を記入すること。
- (3) 申込理由欄は、
  - ① 身体の状態はどうか（寝たきり、疾病、障がい、認知症等）
  - ② 現在どういう生活状況なのか（住居、食事、家事の状況等）
  - ③ どんな家庭環境なのか（単身か、同居家族ありか）
  - ④ 本人は希望しているのか※ 具体的かつ詳細に記入してください。
- (4) 同居者の状況欄及び近親者の状況は漏れなく記入すること。
- (5) 備考欄には、希望施設名・希望地区を記入すること。

※ 入所申込をされましても、施設の定員等の関係ですぐに入所できない場合がありますので、ご了承ください。

(参考様式3)

# 収入申告書

年 月 日

〇〇市町村長 様

氏名

( 年 月 日)

私の 年中の収入について、下記のとおり申告します。

入所施設名		
種類		金額 (年額)
収入 A	恩給・国民年金・厚生年金 ( ) 年金 記号・番号 ( )	円
	恩給・国民年金・厚生年金 ( ) 年金 記号・番号 ( )	
	恩給・国民年金・厚生年金 ( ) 年金 記号・番号 ( )	
	財産収入	
	利子・配当収入	
	その他の収入	
	計	
必要 経 費 B	租 税	
	医療費	
	社会保険料	
	その他必要経費	
	計	
差引額 ( A - B )		
		階層 円

※裏面の説明書をよく読んでから記入してください。



# 記入説明書

収入申告書は、前年（1月1日～12月31日まで）の収入および必要経費について、下記の説明をよく読んで記入してください。

## 1 収入として申告書に記入するもの

（1）年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭で、実際に受給した額

※年金、恩給等の種類を明確にするため、証書の写し、貯金通帳の写し等を添付してください。

（2）財産収入

土地、家屋、気か危惧等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入で、課税標準として把握された所得の金額

（3）利子・配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入で、課税標準として把握された所得の金額

※所得税の確定申告を行った際の所得金額を記入してください。

（4）その他の収入

不動産、動産の処分による収入およびその他の収入で、課税標準として把握された所得の金額

## 2 収入として申請書に記入しないもの

（1）臨時的な見舞い金、仕送り等による収入

（2）地方公共団体又は社会事業団体その他から恵与される慈善的性質を有する金銭

## 3 必要経費として申告書に記入するもの

（1）所得税、住民税、相続税、贈与税等の租税。ただし、固定資産税は控除の対象としません。

（2）社会保険、国民健康保険の保険料、又はこれに準ずるもの。

（3）医療費は、（差額ベット代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費。ただし、公的制度や保険等で補填される金額を除く。

(参考様式4)

## 同意書

施設入所措置の決定又は実施のために必要があるときは、私どもの収入及び課税状況について、貴職が官公署に調査を囑託し、又は金融機関に報告を求めることに同意します。

〇〇市町村長 様

年 月 日

氏名	(入所希望者)		年	月	日生
住所	〒		電話	—	—
氏名			年	月	日生(続柄)
住所	〒		電話	—	—
氏名			年	月	日生(続柄)
住所	〒		電話	—	—
氏名			年	月	日生(続柄)
住所	〒		電話	—	—
氏名			年	月	日生(続柄)
住所	〒		電話	—	—
氏名			年	月	日生(続柄)
住所	〒		電話	—	—

(参考様式5)

### 養護老人ホーム措置台帳（入所判定審査票）

氏名		年 月 日（満 歳）	男・女
住所		身体障がい者手帳 有（ 級） 無	障害名

1 身体及び日常生活動作の状況			
(1)身体状況		(2)日常生活動作の状況	
ア. 身長	cm	ア. 歩行	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助
イ. 体重	kg	イ. 排泄	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助
ウ. 視力	ア. 普通 イ. 弱視 ウ. 全盲	ウ. 食事	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助
エ. 聴力	ア. 普通 イ. やや難聴 ウ. 難聴	エ. 入浴	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助
オ. 言葉	ア. 普通 イ. 少し不自由 ウ. 不自由	オ. 着脱衣	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全部介助
カ. 褥瘡	ア. 無 イ. 有(程度 )		
キ. おむつ使用	ア. 無 イ. 有(昼夜 夜のみ)		

2 健康状態

3 精神の状況				
(1)性格	ア. 朗らか イ. 親しみやすい ウ. 几帳面 エ. こり性 オ. わがまま カ. 頑固 キ. 短気 ク. 無口 ケ. 自分のことを気にしやすい コ. 人にとけこめない サ. 好き嫌いが多い シ. 融通がきかない			
(2)対人関係	ア. 拒否的である イ. 普通 ウ. 協調的である			
(3)精神状態	ア. 正常 イ. 精神障害あり （ア）認知症 ⑦記憶障害 a. 重度 b. 中度 c. 軽度 ⑧失見当 a. 重度 b. 中度 c. 軽度 （イ）心気症状 （ウ）不安 （エ）焦燥 （オ）抑うつ状態 （カ）興奮 （キ）幻覚 （ク）妄想 （ケ）せん妄 （コ）睡眠障害			
(4)問題行動	ア 攻撃的行為	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度	オ 不穏興奮	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度
	イ 自傷行為	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度	カ 不潔行為	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度
	ウ 火の扱い	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度	キ 失禁	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度
	エ 徘徊	ア 重度 イ 中度 ウ 軽度		

4 同居者、近親者の状況				
氏名	続柄	年齢	同居別居	備考（電話番号、勤務先等）

※ 主たる扶養義務者には氏名欄に○印を付すこと。

5 住居の状況	
敷地 _____ 坪	建物 _____ 坪 構造 _____
ア. 自宅	イ. 借家    ウ. 間借    エ. その他 (            )    オ. 一戸建    カ. 長屋    キ. 平屋    ク. 二階建
環境	ア. 良い    イ. 普通    ウ. 悪い (            )
(備考)	

6 経済的状況（市町村民税等の課税の状況）	
(生計中心者の氏名) _____	(続柄) _____
ア. 生活保護法による被保護世帯	
イ. 市町村民税非課税世帯	
ウ. 市町村民税課税世帯 (均等割 ・ 所得割)	
エ. 所得税課税世帯	

7 総合判定					
(1) 医学による判定	(2) 日常生活動作による判定	(3) 精神状況（問題行動）による判定	(4) 経済的状況による判定	(5) 家族及び住居の状況による判定	(6) 総合判定
ア. 要入院 イ. 要通院 ウ. 入通院の必要なし	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 特別養護老人ホームの対象 ウ. 老人ホームの対象外	ア. 著しい問題あり（要入院） イ. 問題行動あり（ア）養護老人ホームの対象（イ）特別養護老人ホームの対象 ウ. 問題行動なし	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 養護老人ホーム入所の対象外	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 養護老人ホーム入所の対象外	ア. 要入院 イ. 養護老人ホームの対象 ウ. 特別養護老人ホームの対象 エ. 老人ホームの対象外

【作成上の留意点】

- 1 「身体及び日常生活動作の状況」及び「精神の状況」欄は、「要領1」及び「要領2」により該当事項に○印を付すこと。
- 2 「健康状態」欄は、新規入所者については老人保健法による健康診査の記録表（写）等を、入所中のものについては当該施設の健康管理に関する記録（写）を添付すること。
- 3 認知症老人について、医療処遇の要否の判断が必要な場合は、精神科医の診断書を添付すること。
- 4 「同居者、近親者の状況」及び「住居の状況」欄は、訪問調査を行い記入すること。また、「同居者、近親者の状況」欄は、特に介護者の健康状態を記入すること。
- 5 「経済的状況」欄は、課税台帳等により確認のうえ記入すること。
- 6 「総合判定」欄は、入所判定委員会の機能を付与された高齢者サービス調整チーム等の判定結果に基づき記入すること。

<要領1>

「日常生活動作の状況」欄は次の状態を参考として記入すること。

事 項	1 自分で可	2 一部介助	3 全介助
ア 歩行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。	・付添が手や肩を貸せば歩ける。	・歩行不可能（寝たきり）
イ 排泄	・自分で昼夜とも便所でできる。 ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる。	・介助があれば簡易便所できる。	・常時おむつを使用している
ウ 食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる。	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる。	・臥床のままで食べさせなければ食事ができない。
エ 入浴	・自分で入浴でき、洗える。	・自分で入浴できるが、洗うときだけ解除を要する。 ・浴槽の出入りに介助を要する。	・自分でできないので全て介助しなければならない。 ・特殊浴槽を使用している。 ・清拭を行っている。
オ 着脱衣	・自分で着脱ができる。	・手を貸せば、着脱できる。	・自分でできないので全て介助しなければならない。

<要領2>

精神の状況の(3)精神の状態の「認知症」欄及び「(4)問題行動」欄は次の状態を参考として記入すること。

(1) 認知症

	重 度	中 度	軽 度
ア 記憶障害	・自分の名前がわからない。 ・寸前のことも忘れる。	・最近の出来事がわからない。	・物忘れ、置き忘れが目立つ。
イ 失見当	・自分の部屋がわからない。	・時々自分の部屋がどこにあるのかわからない。	・異なった環境に置かれると一時的にどこにいるのかわからなくなる。

(2) 問題行動

	重 度	中 度	軽 度
ア 攻撃的行為	・他人に暴力をふるう。	・乱暴なふるまいを行う。	・攻撃的な言動を吐く。
イ 自傷行為	・自殺を図る。	・自分の身体を傷つける。	・自分の衣類を裂く、破く。
ウ 火の扱い	・火を常にもてあそぶ。	・火の不始末が時々ある。	・火の不始末をすることがある。
エ 徘徊	・屋外をあてもなく、歩きまわる。	・家中をあてもなく歩きまわる	・ときどき屋内でうろうろする。
オ 不穏興奮	・いつも興奮している。	・しばしば興奮して騒ぎ立てる。	・ときには興奮し、騒ぎ立てる。
カ 不潔行為	・糞尿をもてあそぶ。	・場所をかまわず放尿、排便をする。	・衣類等を汚す。
キ 失禁	・常に失禁する。	・時々失禁する。	・誘導すれば自分でトイレに行く。



(参考様式7)

診 断 書 (養護老人ホーム入所用)			
<p>※ この診断書は、養護老人ホーム入所適否の参考にするために使用します。 特に、入院加療の要否、伝染性疾患及び認知症の有無について記入をお願いします。</p>			
<p>(診断を受ける者)</p> <p>住所： 氏名： (フリガナ ) 年齢： 性別：</p>			
診 断 名			
現 在 症			
既 往 症			
診療の要否	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">           1 治療を要しない            2 入院治療を必要とする            3 通院治療を必要とする               通院は1週間に 回         </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">           4 既に入院中の者               ア 近日中に退院の見込み                  退院予定日 月頃               イ 当分の間入院を要する         </td> </tr> </table>	1 治療を要しない 2 入院治療を必要とする 3 通院治療を必要とする 通院は1週間に 回	4 既に入院中の者 ア 近日中に退院の見込み 退院予定日 月頃 イ 当分の間入院を要する
1 治療を要しない 2 入院治療を必要とする 3 通院治療を必要とする 通院は1週間に 回	4 既に入院中の者 ア 近日中に退院の見込み 退院予定日 月頃 イ 当分の間入院を要する		
治療所見			
伝染性疾患			
備 考	(養護老人ホーム入所に際して特に留意する点、認知症の状況等)		
<p>上記のとおり診断します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>医療機関の 所在地及び名称</p> <p>担当医師</p>			



(参考様式8)

第 号  
年 月 日

## 入 所 依 頼 書

養護老人ホーム〇〇園 施設長 様

〇〇市町村長

老人福祉法第11条の規定に基づき、下記のとおり貴施設に入所を依頼します。

### 記

- 1 被 措 置 者  
住 所  
氏 名  
男 ・ 女  
年 月 日生
  
- 2 主たる扶養義務者  
住 所  
氏 名
  
- 3 措置開始年月日  
年 月 日

(参考様式9)

年 月 日

## 入 所 開 始 報 告 書

〇〇市町村長 様

所在地（住所）  
施設の長 氏名

さきに依頼のありましたことについては、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 依頼を受けた被措置者氏名
- 2 入所開始年月日

年 月 日

(参考様式10)

第 号  
年 月 日

## 措置通知書

様

〇〇市町村長

老人福祉法第11条の規定に基づき下記のとおり措置することとしたので通知します。

記

措置の区分	開始	変更	解除	廃止
被措置者氏名	男 ・ 女 年 月 日生			
措置の種類				
措置年月日	年 月 日			
理由				
自己負担金	月 額	円		
扶養者負担金	月 額	円		

(参考様式 1 1)

第 号  
年 月 日

## 老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書

納入義務者

様

〇〇市町村長

下記の老人ホーム入所者に係る老人福祉法第11条に規定する措置に要する費用について、同法第28条の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

入所者氏名	
施設名	
費用徴収額	年 月 日から 月 額 円
理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〇〇市町村長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市町村を被告として（訴訟において〇市町村を代表する者は〇市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(参考様式 12)

年 月 日

## 被措置者状況変更届

〇〇市町村長 様

所在地（住所）

施設名

施設長 氏名

被措置者の生計その他の状況に変動があったので、老人福祉法施行規則第6条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

被措置者氏名	男 ・ 女 年 月 日生
措置年月日	年 月 日
変動の事項	
変動を生じた 年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 事 項	

(参考様式13)

第 号  
年 月 日

## 葬 祭 依 頼 書

養護老人ホーム〇〇園 施設長 様

〇〇市町村長

老人福祉法第11条の規定に基づき下記の者に対する葬祭を依頼します。

### 記

死 亡 し た 被 措 置 者 氏 名	男 ・ 女 年 月 日生		
死 亡 年 月 日	年 月 日		
葬 祭 を 行 う 者 の 有 無 又 は そ の 状 況			
葬 祭 費 の 額	葬 祭 費	充 当 す べ き 遺 留 金 品 の 額	計

(参考様式14)

年 月 日

## 葬 祭 実 施 報 告 書

〇〇市町村長 様

所在地（住所）

施設名

施設長 氏名

さきに依頼がありました葬祭のことについては、下記のとおり報告します。

### 記

死亡した 被措置者氏名	男 ・ 女 年 月 日生
死亡年月日	年 月 日
葬祭を行った 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

(参考様式15)

## 措置費請求内訳書

月分

氏名	事務費	一般生活費	病弱者加算	期末加算	被服加算	計	摘要
合計							

- 注 1 この内訳書は所定の請求書の様式に添付して処理すること。  
2 摘要欄には中途退所者にあつてはその年月日及び算出の基礎を記入すること。



(参考様式16)

## 措置費支給台帳

施設名 \_\_\_\_\_

定員 \_\_\_\_\_

年 月	実人員	事務費	一 般 生活費	病 弱 者 加 算	期 末 加 算	被 服 加 算	計	摘要
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
計								
備 考								

施設からの請求内訳書を添付すること。





## 2 市町村担当課一覧

市町村名	担当課	連絡先	市町村名	担当課	連絡先
北九州市	介護保険課	093-582-2771	宇美町	健康福祉課 健康長寿係	092-934-2243
福岡市	事業者指導課	092-711-4319	篠栗町	福祉課 高齢者支援係	092-947-1347
久留米市	長寿支援課	0942-30-9038	志免町	福祉課 高齢者サービス係	092-935-1039
大牟田市	福祉課 総合相談担当	0944-41-2672	須恵町	福祉課 福祉係	092-932-1151
直方市	健康長寿課 高齢者支援係	0949-25-2391	新宮町	健康福祉課 高齢者福祉担当	092-710-8286
飯塚市	高齢介護課 高齢者支援係	0948-22-5500	久山町	福祉課 福祉係	092-976-1111
田川市	高齢障害課 高齢介護係	0947-85-7129	粕屋町	介護福祉課	092-938-0229
柳川市	福祉課 高齢者福祉係	0944-77-8516	芦屋町	福祉課 高齢者支援係	093-223-3536
八女市	介護長寿課 高齢者支援係	0943-23-1308	水巻町	福祉課 高齢者支援係	093-201-4321
筑後市	高齢者支援課 高齢者支援担当	0942-53-4255	岡垣町	長寿あんしん課 長寿支援係	093-282-1211
大川市	健康課 高齢者支援係	0944-85-5524	遠賀町	福祉課 福祉高齢者支援係	093-293-1294
行橋市	介護保険課 高齢者支援係	0930-25-1111 (内線1174)	小竹町	福祉課 高齢者福祉係	0949-62-1219
豊前市	健康長寿推進課 生涯現役推進係	0979-82-8112	鞍手町	福祉人権課 高齢者支援係	0949-42-2111
中間市	介護保険課 高齢者支援係	093-246-6278	桂川町	健康福祉課 高齢者・女性係	0948-65-0001
小郡市	長寿支援課 高齢者支援係	0942-72-2111 (内線454)	筑前町	福祉課 高齢者福祉係	0946-24-8763
筑紫野市	高齢者支援課 高齢者福祉係	092-923-1111 (内線452)	東峰村	保健福祉課	0946-74-2311
春日市	高齢課 高齢者支援担当	092-584-1111 (内線1964)	大刀洗町	福祉課 高齢者福祉係	0942-77-2266
大野城市	すこやか長寿課 高齢者支援担当	092-501-2306	大木町	健康福祉課	0944-32-1060
宗像市	高齢者支援課 高齢者サービス係	0940-36-9288	広川町	福祉課 高齢者支援係	0943-32-1113
太宰府市	高齢者支援課 高齢者支援係	092-929-3210	香春町	保険健康課 高齢者支援係	0947-32-8401
古賀市	福祉課 福祉政策係	092-942-1150	添田町	保健福祉環境課 福祉・高齢者支援係	0947-82-1232
福津市	高齢者サービス課 高齢者福祉係	0940-43-8298	糸田町	健康福祉課	0947-26-1241
うきは市	保健課 介護・高齢者支援係	0943-75-4960	川崎町	高齢者福祉課 高齢者福祉係	0947-72-3000
宮若市	健康福祉課 高齢者福祉係	0949-32-0515	大任町	福祉課	0947-63-3004
嘉麻市	高齢者介護課 高齢者支援係	0948-42-7432	赤村	住民課 福祉環境係	0947-62-3000
朝倉市	介護サービス課 高齢者支援係	0946-22-1116	福智町	高齢障がい福祉課 高齢者福祉係	0947-22-7762
みやま市	介護支援課 高齢者支援係	0944-64-1570	苅田町	福祉課	093-434-1039
糸島市	介護・高齢者支援課	092-332-2070	みやこ町	保険福祉課	0930-32-2516
那珂川市	高齢者支援課 高齢福祉担当	092-953-2211	吉富町	福祉保険課	0979-24-1123
			上毛町	長寿福祉課 福祉医療係	0979-72-3188
			築上町	保険福祉課 福祉係	0930-56-0300

### 3 養護老人ホーム一覧表

分科会	番号	施設名	法人名	郵便番号	所在地	連絡先	居室タイプ	定員	処遇困難ケースの受入体制等											
									要介護 1・2	要介護 3～5	被虐待者	更生施設 退所者	認知症	アルコール 依存症	精神疾患	セルフ ヘルプ	集団生活 困難者	看取り	葬祭の 執行	
福岡	1	双葉	恵徳会	818-0111	太宰府市三条1丁目4-1	092-922-3557	ユニット型 個室	78	○	△	○	△	△	○	○	○	△	×	○	
福岡	2	篠原の里	慈愛会	819-1129	糸島市篠原西2-13-13	092-322-2429	従来型 個室	50	○	△	○	△	△	△	○	△	△	△	△	△
福岡	3	新宮借同園	新宮借同園	811-0117	糟屋郡新宮町大字上府545-1	092-962-0512	従来型 個室	50	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	
福岡	4	寿光園	宝満福祉会	818-0032	筑紫野市西小田35	092-926-3214	従来型 個室	80	○	△	○	○	△	△	△	△	△	×	△	
筑後	5	吉野園	博愛福祉会	837-0904	大牟田市吉野2144-1	0944-58-0139	従来型 個室	90	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	
筑後	6	聖母園	希望の丘	830-1223	三井郡大刀洗町大字今491	0942-77-0085	従来型 個室	40	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	
筑後	7	紅葉園	桜園	833-0032	筑後市大字西牟田6354-62	0942-52-2220	従来型 個室	50	○	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	
筑後	8	柳光園	やまと医正会	839-0243	柳川市大和町塩塚1376-1	0944-76-5027	従来型 個室	50	○	△	○	△	△	△	△	△	△	×	×	
筑後	9	小郡池月苑	小郡市社会事業協会	838-0133	小郡市八坂29-1	0942-72-2200	従来型 多床室・個室	60	○	△	○	△	△	△	△	○	△	×	○	
筑後	10	八女の里八嬢苑	八女福祉会	834-1213	八女市黒木町本分4280-1	0943-42-1000	従来型 個室	70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
筑後	11	明光園	大川市 (委託先：大川医仁会)	831-0032	大川市大字北古古賀559-1	0944-86-4780	従来型 個室	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
筑後	12	楠寿園	かおりの里	835-0007	みやま市瀬高町長田3144	0942-52-3475	従来型 多床室	79	○	△	○	×	○	△	○	○	×	×	△	
筑後	13	うきは	ふたば会	839-1304	うきは市吉井町福永72-1	0943-75-2340	従来型 個室	45	○	△	○	△	○	○	△	○	△	○	○	
筑豊 京築	14	愛光園	川崎町	827-0003	田川郡川崎町大字川崎2333	0947-73-2205	従来型 個室	50	○	△	×	△	△	×	×	×	×	×	×	
筑豊 京築	15	白寿園	宮若市・鞍手郡社会福祉協 会	823-0001	宮若市鶴田1881-7	0949-32-0031	従来型 個室	70	○	○	○	△	○	○	○	○	○	×	×	
筑豊 京築	16	シントラスト夢美苑	真養会	826-0042	田川市大字川宮1567-8	0947-49-2600	従来型 個室	50	○	×	○	△	×	○	○	△	△	×	△	
筑豊 京築	17	向陽荘	豊勝会	828-0002	豊前市大字松江968-1	0979-82-2721	従来型 個室	50	○	×	○	○	○	○	△	○	△	×	○	
筑豊 京築	18	芳寿園	直方市援護会	822-0007	直方市大字下境1794	0949-22-1505	従来型 多床室	60	○	○	○	△	○	○	○	○	○	×	○	
筑豊 京築	19	みやこの苑	みやこ老人ホーム	824-0067	行橋市大字二塚584	0930-22-0231	従来型 個室	50	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	
筑豊 京築	20	遠賀静光園	福祉松快園	811-4332	遠賀郡遠賀町大字上別府1872	093-291-3456	従来型 個室	60	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	
筑豊 京築	21	愛生苑	柏芳会記念福祉事業会	820-1114	飯塚市口春1050-1	0948-96-3000	従来型 個室	100	○	○	○	△	○	○	○	△	△	×	×	
筑豊 京築	22	白藤の苑	筑前福祉会	820-0609	嘉穂郡桂川町大字吉隈字ヲベ田13-96	0948-65-4141	従来型 多床室	40	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	○	

○対応可能、△一部対応可能、×対応困難  
※受入体制については、令和4年3月の状況

#### 4 他の高齢者関係施設について

種類	施設概要	根拠法令等	主な利用方法	主な設置主体
養護老人ホーム	・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設。	老人福祉法第20条の4	市町村の措置	市町村 社会福祉法人
特別養護老人ホーム	・65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅で常時の介護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設。 ・介護保険法上は、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設という。	老人福祉法第20条の5	契約 市町村の措置	社会福祉法人
軽費老人ホーム (A型、B型、ケアハウス)	・無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設。 【A型】高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。 【B型】身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。 【ケアハウス】身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。	老人福祉法第20条の6	契約	社会福祉法人
有料老人ホーム	・老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜を供与する施設（老人福祉施設やグループホームでないものをいう。）。	老人福祉法第29条	契約	営利法人 社会福祉法人
老人デイサービスセンター	・65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を供与する施設。 ・介護保険法上は、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所という。	老人福祉法第20条の2の2	契約 市町村の措置	営利法人 社会福祉法人
老人短期入所施設	・65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護を行う施設。 ・介護保険法上は、短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所という。	老人福祉法第20条の2の3	契約 市町村の措置	社会福祉法人 営利法人
地域包括支援センター	・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設。	介護保険法第115条の46	申込	市町村
老人介護支援センター	・老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整を総合的に行う施設。	老人福祉法第20条の7の2	申込	市町村 社会福祉法人 医療法人
老人福祉センター (特A型、A型、B型)	・無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設。 【特A型】各種相談、健康増進や生業及び就労の指導、機能回復訓練などを行う。 【A型】各種相談、生業及び就労の指導、機能回復訓練などを行う。 【B型】A型の機能を補完する各種相談などを行う。 ・類似の施設として、老人憩の家や老人休養ホームなどがある。	老人福祉法第20条の7	申込	市町村 社会福祉法人

種類	施設概要	根拠法令等	主な 利用方法	主な 設置主体
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設。</li> <li>社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業を無料低額介護老人保健施設利用事業という。</li> </ul>	介護保険法 第8条第28項	契約	医療法人 社会福祉法人
介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設。</li> </ul>	介護保険法 第8条第29項	契約	医療法人
介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。</li> </ul>	旧介護保険法 第8条第26項	契約	医療法人
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設。</li> </ul>	老人福祉法 第5条の2第6項	契約 市町村の措置	営利法人 社会福祉法人
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅要介護者（要支援者）について、居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所。</li> </ul>	介護保険法 第8条第19項、 第8条の2第14項	契約	営利法人 社会福祉法人
(介護予防) 訪問看護ステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅要介護者（居宅要支援者）について、その者の居宅において、看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所。</li> </ul>	介護保険法 第8条第4項、 第8条の2第3項	契約	営利法人 医療法人
救護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活扶助を行う。</li> <li>保護施設として救護施設のほか、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設がある。</li> </ul>	生活保護法 第38条第2項	保護実施機関 (県又は市) の措置	社会福祉法人
無料低額宿泊所	<ul style="list-style-type: none"> <li>生計困難者のために、無料又は低額な料金で、貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設。</li> <li>無料低額宿泊所その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めた施設を日常生活支援住居施設といい、被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う（生活保護法第30条第1項）。</li> </ul>	社会福祉法 第2条第3項第8号	契約	NPO法人 営利法人
障がい者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設。</li> </ul>	障害者総合支援法 第5条第11項	契約 市町村の措置	社会福祉法人
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設。</li> </ul>	障害者総合支援法 第5条第27項	契約	市町村
障がい福祉 サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助がある。</li> </ul>	障害者総合支援法 第5条	契約 市町村の措置	社会福祉法人 営利法人

種類	施設概要	根拠法令等	主な利用方法	主な設置主体
点字図書館	・無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の貸し出し等を行う施設。	身体障害者福祉法第34条	申込	県指定都市
聴覚障がい者情報提供施設	・無料又は低額な料金で、聴覚障がい者用の録画物の製作及び貸し出し等を行う施設。	身体障害者福祉法第34条	申込	県指定都市
精神保健福祉センター	・精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための施設。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条	申込	県指定都市
難病相談支援センター	・療養生活環境整備事業を実施し、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援する施設。	難病の患者に対する医療等に関する法律第29条	申込	県指定都市
市町村保健センター	・住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う施設。	地域保健法第18条	申込	市町村
高次脳機能障がい者支援拠点	・高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの構築、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、支援手法等に関する研修等を実施する施設。	障害者総合支援法第78条第1項	申込	県
婦人保護施設	・要保護女子を入所させて保護する施設。	売春防止法第36条	婦人相談所の保護	都道府県社会福祉法人



## 5 関係通知集

(1) 老人福祉法	6 2
(2) 老人福祉法施行令	6 6
(3) 老人福祉法施行規則	6 6
(4) 老人ホームへの入所措置等の指針について (平成 18 年 3 月 31 日付け老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知)	6 8
(5) 老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について (昭和 62 年 1 月 31 日付け社老第 9 号厚生省社会局老人福祉課長通知)	7 2
(6) 老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について (平成 18 年 1 月 24 日付け老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知)	7 4
(7) 老人保護措置に係る各種加算等の取扱いについて (平成 18 年 1 月 24 日付け老発第 0124003 号厚生労働省老健局長通知)	1 0 8
(8) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて (平成 18 年 1 月 24 日付け老発第 0124004 号厚生労働省老健局長通知)	1 2 0
(9) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について (平成 18 年 1 月 24 日付け老計発第 0124001 号厚生労働省老健局計画課長通知)	1 2 3
(10) 養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について (令和元年 7 月 2 日付け老高発 0702 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)	1 2 8

※ (6) ~ (9) <掲載省略>

出典：「高齢者福祉関係法令通知集 令和 3 年改定版」第一法規株式会社

## 老人福祉法（抜粋）

### （目的）

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

### （基本的理念）

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

### （老人福祉増進の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

### （福祉の措置の実施者）

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

### （老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護

保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預って養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十二条の二 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(施設の設置)

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。

3 市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

(変更)

第十五条の二 前条第二項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

(施設の基準)

第十七条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
  - 一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数
  - 二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積
  - 三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
  - 四 養護老人ホームの入所定員
- 3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一

項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の受託義務)

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(養護老人ホーム)

第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(費用の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条の四第一項第一号から第四号まで及び第六号の規定により市町村が行う措置に要する費用

一の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用

二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用

(遺留金品の処分)

第二十七条 市町村は、第十一条第二項の規定により葬祭の措置を採る場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

(費用の徴収)

第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

## 老人福祉法施行令（抜粋）

（法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める経済的理由）

第六条 法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める経済的理由は、次のとおりとする。

- 一 当該六十五歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
- 二 当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額(当該額が確定していないときは、当該六十五歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前々年の所得につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の同法の規定による市町村民税の同号に掲げる所得割の額)がないこと。
- 三 災害その他の事情により当該六十五歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

（法第十一条第一項第三号に規定する政令で定める養護受託者）

第七条 法第十一条第一項第三号に規定する政令で定める養護受託者は、当該六十五歳以上の者の扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)以外の者とする。

## 老人福祉法施行規則（抜粋）

（養護受託者）

第一条の七 法第十一条第一項第三号に規定する養護受託者になることを希望する者は、その居住地の市町村長に、その旨を申し出なければならない。

（法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合）

第一条の八 法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地(居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地)を移した場合とする。

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出）

第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設の名称、種類及び所在地
- 二 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 三 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - イ 施設の運営の方針
  - ロ 入所定員
  - ハ 職員の定数及び職務の内容
- 四 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。)第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
  - ロ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - ハ 職員の勤務の体制及び勤務形態
  - ニ 基準第二十七条第一項(基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(基準第二十七条第二項(基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

五 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

六 事業開始の予定年月日

2 地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、届出者の登記事項証明書を都道府県知事に提出しなければならない。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請)

第三条 法第十五条第四項の規定による認可を受けようとする社会福祉法人又は日本赤十字社は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の登記事項証明書を添えなければならない。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出)

第四条 法第十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 三 施設の運営の方針

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出)

第四条の三 法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日
- 二 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由
- 三 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 五 入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員
- 六 入所定員を増加しようとする場合にあっては、増加後の入所定員

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可の申請)

第五条 法第十六条第三項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによって行うものとする。

- 一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由
- 二 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置
- 三 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 四 入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員
- 五 入所定員を増加しようとする場合にあっては、その年月日及び増加後の入所定員

(施設の長の義務)

第六条 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの長は、当該施設の入所者(特別養護老人ホームにあっては、法第十一条第一項第二号の措置に係る者に限る。)について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、市町村にこれを届け出なければならない。

## 老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により、養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の一部改正が行われることに伴い、同法第11条の規定による入所措置等に係る指針を下記のとおり定めたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は平成18年4月1日から施行することとし、これに伴い、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

### 記

## 老人ホームへの入所措置等の指針

### 第1 入所措置の目的

法第11条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※) 「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合  
が想定されるものである。

### 第2 福祉事務所長への委任

法第11条の規定による措置については、市及び福祉事務所を設置する町村にあつては福祉事務所長に委任することができる。

### 第3 入所判定委員会の設置

1 市町村長(委任を受けた福祉事務所長を含む。以下同じ。)は、老人ホームへの入所措置を判定するため、市町村(福祉事務所長が委任を受けている場合にあつては、当該福祉事務所)内に老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師(精神科医を含む。)、地域包括支援センター長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定委員



会」を設置し、入所措置の開始、変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聞くものとする。

なお、市町村長は、市町村又は直営の地域包括支援センターが中心となり、定期的開催される会議（以下「市町村包括ケア会議」という。）に入所判定委員会の機能を付与することができるものとする。この場合においても、同会議には、当該市町村の老人福祉担当者、医師（精神科の判断が必要な場合には精神科医）及び老人福祉施設関係者の参加を要するものとする。

ただし、特別養護老人ホームに係る判定については、介護保険法第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、入所判定委員会を開催しないこととして差し支えない。

- 2 入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）の開催に当たっては、養護老人ホームの求めに応じて行うことができるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

#### 第4 入所措置の要否判定

- 1 養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会（入所判定委員会の機能を付与された市町村包括ケア会議を含む。）において、本通知中「第5 老人ホームへの入所措置の基準」に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行い、その結果を市町村長に報告するものとする。

#### 第5 老人ホームの入所措置の基準

##### 1 養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」

の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

(2) 経済的事情については、老人福祉法施行令第2条に規定する事項に該当すること。

## 2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が1(1)アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

## 第6 養護委託の措置の基準

次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置を行わないものとする。

- 1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
- 2 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

## 第7 措置の開始、変更及び廃止

### 1 措置の開始

老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。

なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

### 2 措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

### 3 老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

(1) 措置の基準に適合しなくなった場合

(2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3箇月を超えるに至った場合

(3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

(4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

### 4 措置後の入所継続の要否

老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。

## 第8 65歳未満の者に対する措置

### 1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であって次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- (3) その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

## 2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であって、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。

## 第9 居宅における介護等に係る措置

法第10条の4第1項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護又は認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。）を利用することが著しく困難と認めるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

なお、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合  
(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。
- (2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状況に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

## 第10 留意事項

今回の改正に伴い、(別紙)老人ホーム入所判定審査票は廃止するが、入所措置の要否判定においては、これまでの老人ホーム入所判定審査票の内容を参考としつつ、それぞれの地域の実情に応じて、これに代わる審査票を作成する等、総合的な判定に支障が生じないように努められたい。

(注) (別紙)老人ホーム入所判定審査票は掲載省略

## 老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について

(昭和62年1月31日付け社老第9号厚生省社会局老人福祉課長通知)

老人ホームへの入所措置等の指針については、本日付をもって、社会局長から通知されたところであるが、左記の事項にも留意され、適正な入所措置等が行われるよう、よろしくお取り計らい願いたい。併せて関係方面への周知について御配慮願いたい。

なお、本通知は、昭和62年4月1日から施行することとし、これに伴い次の通知は、昭和62年3月31日をもって廃止する。

- 1 老人ホームの入所判定について(昭和59年9月20日社老第110号)
- 2 老人福祉法第11条第1項第3号の特別養護老人ホームへの収容の措置について(昭和39年9月12日社老第28号)

## 記

### 第1 措置の実施者

- 1 老人福祉法(以「法」という。)第11条第1項の措置の相手方たる老人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が措置の実施者であること。ただし、当該老人が法第11条第1項第1号若しくは第2号又は生活保護法第30条第1項ただし書きの規定により、老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、生活保護法第38条に規定する救護施設又は更生施設等に入所している場合にあっては、当該老人が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が措置の実施者であること。

この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。

- 2 法第11条第1項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者であること。

なお、当該老人が、老人福祉法第5条の3三に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに生活保護法第38条に規定する救護施設及び更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者であること。

### 第2 老人ホームへの入所措置の要否判定困難ケースについての取り扱い

- 1 老人ホームへの入所措置の要否判定困難ケースについては、都道府県・指定都市・中核市本庁の助言を求めることが望ましいものであること。
- 2 都道府県・指定都市・中核市は、入所措置の要否判定困難ケースについて助言を求められた場合には、老人福祉主管課長、県本庁医師、福祉事務所長、保健所長、精神衛生センター所長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定審査会」を開催し、その意見を聞くことが望ましいものであること。

### 第3 老人ホームへの入所措置決定時の事前説明等

- 1 老人ホームへの入所決定時に入所希望者及びその家族等に対して措置制度の仕組みや老人福祉施設の種類の機能について事前に十分説明し、理解を求めておくのが望ましいものであること。
- 2 老人ホームへの入所措置を決定した後、入所するまで数か月の期間を要する場合は実際に入所する時点で必要に応じ再度判定を行うのが望ましいものであること。
- 3 老人ホームへの入所措置の変更等に際しては、入所者及びその家族の意志を十分聴取するとともに措置の趣旨について十分説明し、理解と合意を得たうえで措置変更等を行うのが望ましいものであること。
- 4 老人ホームに入所中の者に係る措置継続の可否判定は、年度当初に行うのが望ましいものであること。

### 第4 養護委託の際の手続等

- 1 委託の措置を決定するに当たっては、あらかじめ、次の措置をとることが望ましいものであること。
  - (1) 養護受託者に対し、委託しようとする老人の健康状態、経歴、性格、信仰等について了知させること。
  - (2) 委託しようとする老人と養護受託者とを面接させること。
  - (3) 委託しようとする老人と養護受託者が委託の措置について合意に達していることを確認すること。
- 2 委託の措置を決定したときは、養護受託者に対し、委託の条件として、少なくとも次に掲げる事項を文書をもって通知することが望ましいものであること。
  - (1) 処遇の範囲及び程度
  - (2) 委託費の額及び経理の方法
  - (3) 老人又は受託者が相互の関係において損害を被った場合、措置の実施者がこれを賠償する責を負わない旨
  - (4) 措置の実施者が養護受託者について老人の養護に関して必要な指導をしたときは、これに従わなければならない旨
- 3 同一の養護受託者が二人以上の老人(それらが夫婦等特別の関係にある場合を除く。)を養護する場合は、次の事項に留意すること。
  - (1) 個室を確保すること。
  - (2) 委託人数は、養護受託者の能力等を勘案し認定すること。ただし、数名を限度とすること。
  - (3) 養護受託者は、養護を受ける者の養護に万全を期すること。
- 4 団体の長への養護委託を行う場合は、前記3のほか、次の事項に留意すること。
  - (1) 委託先は、社会福祉法人等とすること。
  - (2) 養護受託者たる団体の長は、ボランティア等の協力を得て養護を行って差し支えないこと。

### 第5 遺留金品の取扱い

法第27条に規定する遺留金品の取扱いは、生活保護法第七六条の規定に基づく遺留金品の処分の例により取り扱うのが望ましいものであること。

## 掲載省略

※（６）～（９）

出典：「高齢者福祉関係法令通知集 令和３年改定版」第一法規株式会社

- （６）老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について  
（平成 18 年 1 月 24 日付け老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知）
- （７）老人保護措置に係る各種加算等の取扱いについて  
（平成 18 年 1 月 24 日付け老発第 0124003 号厚生労働省老健局長通知）
- （８）老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて  
（平成 18 年 1 月 24 日付け老発第 0124004 号厚生労働省老健局長通知）
- （９）老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について  
（平成 18 年 1 月 24 日付け老計発第 0124001 号厚生労働省老健局計画課長通知）

都道府県  
各 指定都市 養護老人ホーム担当部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について

養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活することが困難な者に対し、市区町村が措置を行い、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行うことを目的とした施設です。

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれます。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えています。

他方、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知しています。

都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）において、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、周知をお願いします。

また、養護老人ホームがその役割を適切に果たしていけるよう、下記の点について、御了知の上、管内市区町村、養護老人ホーム、関係機関及び関係団体へ周知徹底し、その促進を図るようお願いします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1. 契約入所について

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている（別添）ものの、十分な周知が図られていない。

その間、平成29年10月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に

対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

また、昨年4月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の1つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

このような状況を踏まえ、改めて、以下のとおり、契約入所の取扱いをお示しする。

### (1) 対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
  - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
  - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
  - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

### (2) 範囲

定員の20%の範囲内

### (3) 財産処分の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、補助金等の交付を受けて整備した養護老人ホームの場合には、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して、財産処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し・廃棄）してはならないが、契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。



## 2. 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備・運営基準」という。）第28条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

この点、平成28年4月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第4条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

### （1）取組の内容

社会福祉法第24条第2項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・ 既存事業の利用料の減免・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり

### （2）財産処分の取扱い

（1）の地域における公益的な取組を行う場合には、利用定員を減少させず、かつ、設備・運営基準を遵守した上で、本来の業務に支障を及ぼさない範囲であれば、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。

# 老人福祉法施行事務に伴う疑義照会について

(昭和39年2月11日 社施第5号  
神戸市民生局長あて 施設課長回答)

昭和38年12月7日神戸保第732号をもって照会のあった標記については、次のとおりであるから了知されたい。

## 1 照会記の1について

養護老人ホームへの収容又は収容の委託の措置は、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第4の1に定める基準に適合する場合に行なわれるものであり、設例の場合も、当該基準に適合する限り、前記の措置が行なわれるべきである。

この場合、措置の実施機関は、軽費老人ホームを利用しうると判断される者に対してその旨を教示すべきものであるが、これに従わないことの故をもって前記の措置を行なわないことがないように留意すべきである。

なお、養護老人ホームにおいて収容の余力がある場合に取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所させることが認められる者は、老人福祉法（以下「法」という。）第11条第1項第2号又は同条第2項による被措置者以外の者である。

## 2 照会記の2について

(削除)

## 3 照会記の3について

費用徴収が行なわれる被措置者について同時に生活保護法による入院外医療扶助が適用された場合は、その者にかかる収入については、昭和38年8月1日社発第525号社会局長通知第6の(4)のAに規定するところにしたがい、生活保護法による最低生活費に充当されることとなるので、その者にかかる費用徴収については、当該保護受給期間中A階層に属するものとし取り扱うべきである。また、被措置者が、医療扶助によらず、通院して診療を受ける場合は、一般的に前記のような措置を講じる必要は認められないであろうが、特に費用徴収に支障をきたす実情にある者の取扱いについては、昭和38年8月1日社施第27号本職通知別紙の第14問及びその答を参照されたい。

## 4 照会記の4について

葬祭又は葬祭の委託の措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいないときに行なわれるものであるので、設問のようにその葬祭を行なう者がいるときは、老人福祉法による措置は行なわれないものである。

## 5 照会記の5について

前記4にいう措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいるか否かによってその要否を認定するものであって、葬祭を行なう者の費用負担能力の有無等によるものではない。なお、当該葬祭を行なう者が要保護者であるときは、生活保護法による葬祭扶助が行なわれるものであるから念のために申し添える。(昭和38年11月29日社保第85号社会局保護課長通知別紙の問4及びその答参照のこと。)

## 6 照会記の6について

設問の停止の処分は、養護老人ホーム等に収容され、又は養護受託者に委託されている被措置者が一時的に当該老人ホームを退所し、又は養護受託者の家庭を出た後、若干期間を経て、当該老人ホーム等に帰来することが明らかに予想される場合等においてこれを行なうこ

とが予定されているものであるが、現在の取扱いにおいては、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第8により行なうこととされている。

7 照会記の7について

貴見のとおりである。ただし、不作為に対する不服申立てができるのは、行政不服審査法第2条第2項の規定にてらし、市長が規則において措置の申請について定めている場合に限られるものと解される。

8 照会記の8について

法第11条第5項に基づき都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長がその管理に属する行政庁に限り委任することができる事務は、法第11条第1項から第3項までに規定されている措置についての直接的な事務のみでなく、法第27条及び法第36条に規定されているような間接的な事務をも含むものである。したがって、設問にいう遺留金品の処分の事務については、法第11条第5項に基づき委任することができる。

(照会)

(昭和38年12月7日 神戸保第732号  
施設課長あて 神戸市民生局長照会)

老人福祉法の施行につき種々御指導いただいておりますが、次の諸点につき疑義がありますので御教示願いたく照会いたします。

記

- 1 相当額の収入（公務扶助料等）又は資産のある者の入所措置については本来的には軽費又は有料老人ホームに入所すべきであろうが、対象施設が少ないため実際的には、養護老人ホームで措置しなければならない場合、その措置方法として
  - ① 老人福祉法による被措置者として全額公費でみるべきか（費用徴収基準では非徴収となる場合）。
  - ② 所謂自由契約の被措置者として措置費全額を本人の負担とすべきか（資産のなくなるまで）。
  - ③ ①として措置する場合、昭和30年5月厚生省社発第72号通知に示された被措置者の割合が80%云々の基準以外の者とはどういう場合が考えられるか。
- 2 費用徴収を徴収基準表どおり行なう場合、納税世帯員が2名以上ある場合は、納税額を合算して適用することは問題が多いと思われるが、あくまでも全部合算すべきか。
- 3 費用徴収対象の被措置者が、その徴収金額の範囲内の通院医療を必要とする場合徴収金はどうか（徴収金を0として生保を適用すべきか、徴収金を減額して医療費に充当すべきか）。
- 4 出身世帯のある場合、所謂、葬祭執行者がある場合の葬祭費の負担の原則は、出身世帯にあるか、老人福祉法でみるべきか。
- 5 葬祭執行者が費用負担能力がない場合、老人福祉法で支出するとすればその負担能力がないと判定する認定基準はどうあるべきか。また一部負担もありうるか。
- 6 法施行細則の準則第4条の「停止」とは如何なる場合か（事務費のみ支給する短期入院が該当するのか、またそのほかにもありうるか）。
- 7 措置申出書を作成した場合、その申出書に関する不服申立（不作為も含めて）は成立するか。また、措置非該当の場合却下の方式をとるべきか。
- 8 遺留金品の処分については従来生保では保護法により福祉事務所に委任していたが、老人福祉法では委任の規定がないので地方自治法第153条により事務委任を行なうべきなのか。

事務連絡  
令和2年3月30日

都道府県  
各 指定都市 養護老人ホーム担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

### 養護老人ホームにおける契約入所に関するQ & Aについて

養護老人ホームにおける契約入所については、「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、その取扱いをお示ししているところです。

今般、複数の都道府県等から寄せられた事項について、Q & Aとしてとりまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村を通じて各養護老人ホームに周知いただきますようお願いいたします。また、指定都市及び中核市におかれましては、各養護老人ホームに周知をお願いいたします。

問1 契約入所の通知発出により、措置権者である市区町村が、本来、措置すべき者を措置しなくなる恐れがあるのではないかと、養護老人ホームから意見があるが、厚生労働省の考えを教えてください。

(答)

- 「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「本通知」という。）においては、定員に対して20%の範囲内であれば、契約入所が可能であることを再周知したものである。
- 本通知においては、契約入所に当たって、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮する、としており、必要な者に対する措置制度の適切な活用が前提となるものである。

問2 今後、厚生労働省として、契約入所を積極的に推進していくのか。

(答)

- 養護老人ホームの在所率は、平成30年10月1日時点で、89.4%となっており、地域によっては、必ずしも高くなく、空床が生じているケースもあると承知している。
- 一方で、平成29年に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る観点から、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなったほか、平成30年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。
- このような養護老人ホームにおける空床の状況や期待される役割を踏まえ、契約入所の取扱いをお示ししたものであり、措置入所に支障がないよう配慮した上で、取り組んでいただきたい。

問3 契約入所を取り組むに当たっての契約書は、各養護老人ホームが独自に作成する必要があるのか。

(答)

○ お見込みのとおり、契約書については、各施設において作成する必要がある。

○ なお、関係団体において、契約書のひな形を作成しているので、参考とされたい。

※公益社団法人全国老人福祉施設協議会ホームページ

URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/other/detail/323>

問4 契約入所の利用料は、措置入所の措置費と同額でも差し支えないのか。

(答)

○ お見込みのとおり、利用料は、各施設や地域の実情により、設定することとなり、お尋ねのとおり、措置費と同額とすることでも差し支えない。

○ なお、関係団体において、契約入所の参考事例を収集しているので、参考とされたい。

※公益社団法人全国老人福祉施設協議会ホームページ

URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/other/detail/323>